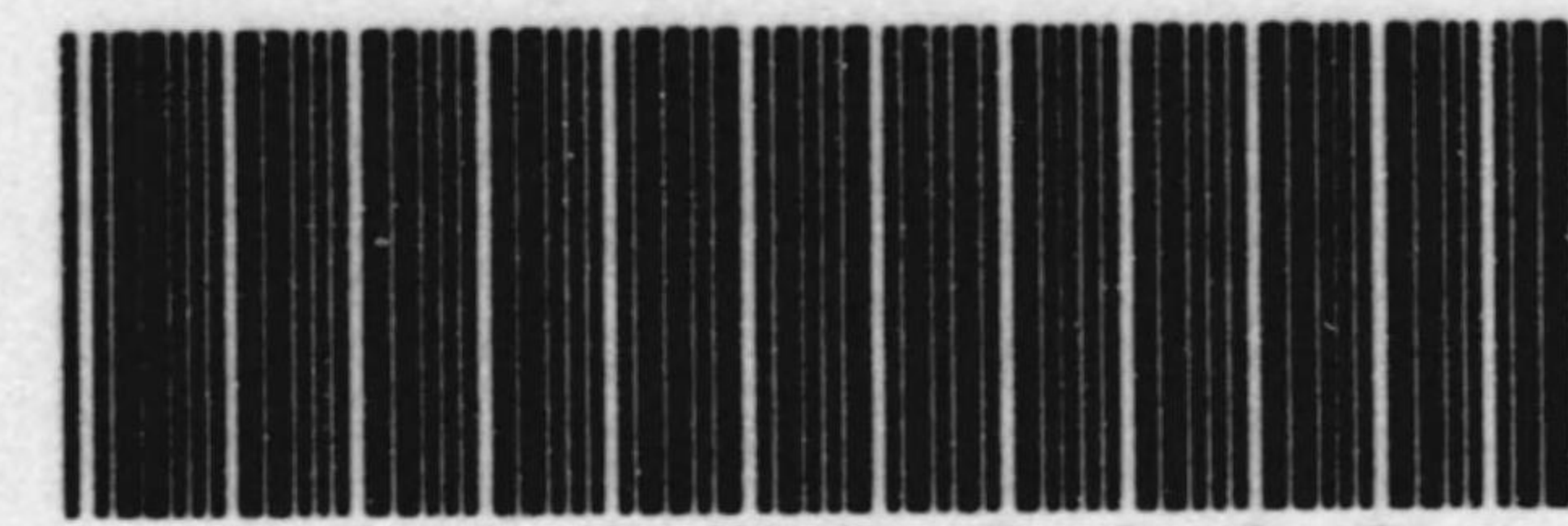


347  
BT



\* 0007995000 \*

0007995-000

特 266-317

司法警察執務細則

警察協会熊本支部

昭和8

ABH

特  
3

#266  
317

司法警察執務細則

附錄式

司法警察職務規範

刑事訴訟法抄

違警罪即決例

拘留科料ニ該ル罪ノ即決手續

司法手續ニ關スル例規



司法警察執務細則



甲第八六〇號（寫）

司 法 警 察 官 吏

司法警察執務細則別冊ノ通相定メ昭和三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
從來ノ訓令通達通牒等ニシテ本細則ノ規定ト抵觸スルモノハ之ヲ廢  
止ス

但從來使用ノ簿冊並用紙ノ殘餘アルモノハ相當補正ノ上當分繼續  
使用スルヲ妨ケス  
右訓令ス

昭和二年十二月十五日

熊本地方裁判所檢事正

第五章 捜査事件ノ處理……………二五

  第一節 事件送致……………二五

  第二節 微罪處分……………二八

第六章 少年ニ關スル特則……………二九

第七章 視察……………三〇

第八章 簿冊及諸表……………三三

目次

司法警察執務細則

司法警察執務細則

第一章 總則

- 第一條 司法警察ノ職務ヲ行フニハ刑事訴訟法及司法警察職務規範ニ依ルノ外本則ニ從フヘシ
- 第二條 總テ書類ハ半紙ヲ使用シ被疑者其ノ他ノ關係者ヨリ提出スル書類モ亦成ルヘク半紙ヲ使用セシムヘシ但圖面其ノ他已ムコト得サルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第三條 書類ヲ作成スルニハ職務規範第十四條乃至第十六條ニ依ルノ外左ノ事項ニ注意スヘシ
- 一 複雜ナル事項ハ適宜項ヲ分チ順序ヲ正シ整然タル記載ヲ爲シ一讀事實關係ヲ判明ナラシムルコト
- 二 地名人名等ニシテ讀離キモノ又ハ特殊ノ稱呼アルモノハ傍訓ヲ附スルコト
- 三 文字ハ丁寧ヲ旨トシ亂雜ニ涉ラス又ハ誤脱ナキコトニ注意シ讀易ク記載スルコト
- 第四條 被疑者其ノ他ノ關係者ノ供述ヲ錄取スルニハ前條ニ依ルノ外特ニ左ノ事項ニ注意スヘシ
- 一 供述中ニ方言、略語、隱語、術語又ハ陰曆月日等アルトキハ其ノ儘之ヲ記載シ其ノ下ニ括弧

- ヲ附シ説明又ハ譯解ヲ記入スルコト
- 二 抽象的又ハ潤色の文字ヲ用キサルコトニ注意シ特ニ脅迫又ハ侮辱的言辭等ノ如キ寫實的ニ記載スルコトヲ要スルモノハ其ノ實際ノ語呂ノ儘ヲ記載スルコト
  - 三 發問事項ヲ長クシテ答ヲ單ニ然リ又ニ左様テアリマストノミ記載シ又ハ發問事項ヲ供述中ニ包含セシメテ記載スルコトヲ避クルコト
  - 四 供述ニ變遷アリタルトキハ其ノ經過及理由ヲ錄取シ之ヲ明確ニスルコト
- 第五條 被疑者其ノ他ノ關係者ヨリ提出スル書類ニシテ代書ニ係ルトキハ必ス代書者ヲシテ之ヲ本人ニ讀聞カセ又ハ閱覽セシメ其ノ記載ノ相違ナキコトヲ承認シタル旨ヲ附記セシメ共ニ署名捺印セシムヘシ
- 第六條 總テ書類ヲ受理シタルトキハ直ニ欄外其ノ他適當ノ箇所ニ其ノ年月日ヲ記載スヘシ

## 第二章 搜查ノ端緒

### 第一節 事件報告

第七條 職務規範第三十一條第一項第一號乃至第十八號ノ犯罪及左記ノ犯罪アリト思料スルトキハ

- 速ニ之ヲ檢事正及所轄檢事（熊本區裁判所檢事ヲ除ク以下同シ）ニ報告スヘシ
- 一 放火、重大ナル失火、溢水及水利ニ關スル罪
  - 二 汽車、電車及艦船ノ往來妨害ニ關スル罪
  - 三 阿片煙、阿片ニ關スル罪「モルヒネ」「コカイン」及其ノ鹽類ニ關スル罪
  - 四 收入印紙、郵便切手、公債證書、官府ノ證券、會社ノ株券又ハ債券ノ偽造、變造等ニ關スル罪
  - 五 殺人ノ罪、傷害致死、業務上過失致死及重要ナル業務上過失傷害ノ罪
  - 六 強盜、強姦及贓額五百圓以上又ハ價格ニ拘ラス寶物等ニ關スル竊盜ノ罪
  - 七 治安維持法ニ違反スル罪
  - 八 暴力行爲等處罰ニ關スル法律ニ違反スル罪
  - 九 職務規範第三十一條第一項第七號以外ノ選舉ニ關スル罪
  - 十 前同條第一項第八號以外ノ勞働爭議及小作爭議ニ關スル罪
  - 十一 司法部職員及附屬吏員、警察官吏ノ犯シタル罪
  - 十二 模倣、傳播其ノ他特ニ危險性ヲ有スル罪
  - 十三 手段方法ノ特ニ巧妙若ハ殘虐ナル罪

十四 前各號ノ外檢事正若ハ所轄檢事ニ於テ了知ヲ必要トスル罪

第八條 職務規範第三十一條第一項第一號第三號第七號乃至第九號及第十五號ノ事犯ハ未タ其ノ成立ヲ確認スル程度ニ至ラサル場合ト雖其ノ發生ヲ豫測シ得ヘキ事情アルトキハ速ニ之ヲ檢事正及所轄檢事ニ報告スヘシ

第九條 前條ノ報告ニ必要ナル事項概ネ左ノ如シ

- 一 被疑者及被害者ノ氏名、年齢、職業、本籍、住居
- 二 犯罪ノ日時、場所及事實ノ概要
- 三 發覺ノ原由(自首、告訴、告發、認知等)
- 四 現行犯、非現行犯ノ別
- 五 逮捕、未逮捕又ハ其ノ見込
- 六 證據ノ概要(自白、物證ノ有無等)
- 七 臨檢ノ要否
- 八 被害者ノ生死及創傷ノ輕重
- 九 被疑者ノ生死及精神狀態

十 解剖及醫師同行ノ要否

十一 其ノ他參考トナルヘキ事項

第十條 報告ヲ爲シタル後其ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ速ニ追報スヘシ

第十一條 第七條ニ依リ報告ヲ爲シタル犯罪ニシテ發覺後三十日內ニ被疑者判明セサルトサハ捜査

ノ經過ヲ詳記シ且意見ヲ付シ之ヲ檢事正及所轄檢事ニ報告スヘシ

第十二條 勾引狀、勾留狀、逮捕狀ノ執行ヲ受ケタル者又ハ現行犯人トシテ逮捕シタル者留置又ハ

護送中逃走シ逃走ヲ企テ死亡シ若ハ自殺シタルトキハ速ニ其ノ地ヲ管轄スル檢事ニ報告シ且發送

地及受送地ノ檢事ニ通報スヘシ

警察官署ニ於テ取詞中ノ者死亡シタルトキ亦同シ

第十三條 新聞紙其ノ他ノ出版物ノ記事、匿名ノ申告又ハ風説等ニシテ重要ナル犯罪ニ關スル事項

ナルトキハ事實ノ有無ニ拘ラス速ニ捜査ノ顛末並出所ヲ具シ檢事正及所轄檢事ニ報告スヘシ

第十四條 變死者又ハ變死ノ疑アル死體ヲ發見シタル場合ニ於テ左ニ該當スルトキハ職務規範第四

十七條第一項ニ依リ速ニ所轄區裁判所檢事ニ報告シ指揮ヲ請フヘシ

一 老衰死、病死等ノ自然死ニ非サルモノ、犯罪ニ起因スル疑アルモノ又ハ不明ナルモノ



- 二 自然死ナルカ否不明ナルモノ
- 前項ノ報告ニ必要ナル事項概ネ左ノ如シ
  - 一 變死體發見ノ場所及日時
  - 二 死後ノ經過時間
  - 三 變死者ノ本籍、住居、氏名、年齢若判明セサルトキハ男女ノ別推定年齢
  - 四 犯罪ニ基因スル疑又ハ不明ノ狀況
  - 五 醫師ニ檢案セシメタルトキハ其ノ意見
  - 六 解剖ノ要否
  - 七 檢事出張ノ要否ニ關スル意見
- 第十五條 職務規範第四十七條第三項ニ依リ檢視ヲ爲シタルトキハ様式第一號ニ則リ檢視調書ヲ作成シ命令ヲ爲シタル檢事ニ送致スヘシ但犯罪アルコトヲ覺知シ引續キ自ラ檢證ヲ爲シタルトキハ檢視調書ノ作成ヲ要セス
- 第十六條 本節ノ報告ハ其ノ緩急ニ依リ電信、電話、郵便其ノ他ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得但電話又ハ書面ヲ以テ爲ス場合ニ於テハ様式第二號ニ則リ報告スヘシ前項ノ規定ハ本節以外ノ報

告ニ付之ヲ準用ス

第二節 告訴、告發、自首

- 第十七條 刑事訴訟法第二百七十三條及第二百七十六條ノ調書ハ様式第三號ニ則リ之ヲ作成スヘシ前項ノ調書作成ニハ成ルヘク司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フモノヲ立會ハシムヘシ
- 第十八條 書面ニ依ル告訴、告發又ハ自首ヲ受ケタルトキハ其ノ書面ニ方式ノ欠缺理義不明ノ點ナキトキト雖成ルヘク一應本人ヲ取調ヘ調書ヲ作成スヘシ
- 第十九條 告訴、告發ノ取消アリタル場合ト雖告訴ヲ待テ受理スヘキ事件ノ外ハ其ノ捜査ヲ進行スヘシ
- 第二十條 告訴、告發又ハ自首ニ係ル事件ハ職務規範第四十一條ノ規定ニ從ヒ様式第四號ニ則リ遲滞ナク之ヲ管轄檢事ニ送付スヘシ
- 前項ノ捜査ニ依リ犯罪事實ノ有無判明シタルトキハ様式第二十八號ニ準シ意見書ヲ添付スヘシ
- 受理後三十日內ニ送付スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ管轄檢事ニ報告シ指揮ヲ請フヘシ

第三章 捜査ノ實行

## 第一節 通則

第二十一條 職務規範第四十八條ノ公訴ノ起否及遂行ノ資料中ニハ微罪處分、起訴猶豫、刑ノ執行猶豫其ノ他刑ノ加重減免等被疑事件ニ關スル一切ノ情狀ヲモ包含スルモノナルニ付遺漏ナク之ヲ蒐集調査スヘシ

第二十二條 犯罪常習者若ハ其ノ嫌疑アル者ノ行動ハ捜査ノ參考資料トナルヘキヲ以テ常ニ之ヲ調査スヘシ

第二十三條 被疑者ヲ取調フルトキハ職務規範第五十八條ニ依ルノ外左ノ事項ヲ調査スヘシ

- 一 起訴猶豫又ハ微罪處分ヲ受ケタルコトノ有無若アラハ其ノ犯罪事實ノ概要、處分ヲ爲シタル廳名、其ノ年月日
- 二 刑ノ執行猶豫者、刑ノ執行停止者、假出獄者又ハ恩赦ニ因リ刑ノ減免ヲ受ケタル者ナリヤ否
- 三 戸主ナリヤ否非戸主ナルトキハ戸主ノ氏名、住居並戸主トノ續柄
- 四 未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ婦女ナルトキハ其ノ法定代理人、保佐人又ハ夫ノ有無並其ノ住居、氏名
- 五 未成年者ナルトキハ其ノ出生年月日

六 公務員ナリヤ否

七 通稱若ハ綽名ノ有無

八 婚姻、養子縁組其ノ他ノ事由ニ因リ氏名ニ變更アルトキハ其ノ舊氏名

九 被害者ト親族又ハ交際關係ノ有無特ニ竊盜、詐欺、恐喝、横領罪ノ被疑者ニ對シテハ尙被害者ト同居ノ親族又ハ家族關係ノ有無並續柄、贓物ニ關スル罪ノ被疑者ニ對シテハ本犯ト以上ノ關係ノ有無

第二十四條 被疑者ノ身許ハ様式第五號ニ則リ本籍地市町村役場ニ照會シ調査スヘシ但照會ノ爲被疑者逃走又ハ罪證湮滅ノ虞アルトキハ之ヲ省略シ其ノ旨ヲ送致書備考欄ニ表示スヘシ  
被害者ノ年齢又ハ身分ニ因リ罪ノ成否又ハ刑ノ輕重ニ關係アル事件ニ付テハ被害者ノ戸籍謄本若ハ抄本ヲ徴シ添附スヘシ

前二項ノ身許調書ヲ事件ト共ニ檢事ニ送致スルコト能ハサルトキハ送致書ニ其ノ照會ノ年月日ヲ記載スヘシ但其ノ照會ヲ爲スニ際シ事件送致前回答ヲ得ル能ハサル場合ニ於テハ直接檢事局へ廻送ヒヘキコトヲ照會シ置クヘシ

第二十五條 被疑者ノ本籍事件ヲ送致スヘキ裁判所管外ナルトキハ様式第六號ニ則リ本籍地地方裁

判所檢事局ニ照會シ前科ノ有無ヲ調査スヘシ但事件ト共ニ檢事ニ送致スルコト能ハサルトキハ前條第三項ニ準シ其ノ手續ヲ爲スヘシ

累犯包藏ノ嫌疑アルトキハ指紋照會ノ手續ヲ爲シ其ノ旨ヲ送致書備考欄ニ表示スヘシ

第二十六條 被疑者ノ素行調査ハ様式第七號ニ則リ作成スヘシ調査不能ノ事項アルトキハ被疑者ノ

本籍地若ハ住居地ノ司法警察官ニ囑託シ前條第一項ニ準シ其ノ手續ヲ爲スヘシ

罰金以下ノ刑ニ該ルヘキ事件ニシテ特ニ必要ナシト思料スルトキハ素行調査ノ作成ヲ省略スルコ

トヲ得但略式手續ニ依リ處分スヘキ案件ナリト認ムルトキハ其ノ資産ノ有無、生活状態ヲ取調ヘタル書類ヲ添附スヘシ

第二十七條 素行調査ハ想像、臆測ヲ加ヘス事實上ノ根據ヲ示シ具體的ニ之ヲ記述シ之ヲ記録ニ編

綴セス別封トシテ送致スヘシ事件ノ性質ニ依リ必要アルトキハ被害者其ノ他ノ者ノ素行ヲモ調査スヘシ

第二十八條 被疑者未成年者、老衰者若ハ婦女ナルトキハ其ノ生活状態、家族關係、犯罪ノ動機、

犯後改悛ノ有無等特ニ詳細ニ調査スヘシ

第二十九條 被疑事件罪トナラス又ハ犯罪ノ嫌疑ナキコト明ナル場合ニ於テハ身許調前科調及素行

調ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

## 第二節 通常 査

第三十條 被疑者其ノ他ノ關係者ヲ取調ヘタルトキハ様式第八號ニ則リ聴取書ヲ作成スヘシ

前項ノ取調ノ爲罪證湮滅逃走等ノ虞アルトキハ其ノ取調前速ニ管轄檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ

第三十一條 職務規範第六十五條第二項ニ依リ書面ヲ差出サシメタルトキハ其ノ記載ノ不備、理義

不明ノ點ナキヤ否ニ注意シ適宜補正セシメ又ハ聴取書ヲ作成シテ事實關係ヲ明確ナラシムヘシ重要ナル關係者ニ付テハ前項ノ書面ヲ徵スルコトヲ避ケ聴取書ヲ作成スヘシ

第三十二條 被疑者其ノ他ノ關係者ヲ取調フルトキハ事案ノ性質ニ依リ被疑者又ハ被害者ノ素行ヲ

申述セシメ聴取書ニ錄取スヘシ被疑者其ノ素行ニ關シ辯解ヲ爲シタルトキ亦同シ

第三十三條 被疑者ヲ取調フルトキハ必ス最終ニ利益トナルヘキ事實及其ノ證據ノ有無ヲ申述セシ

メ之ヲ聴取書ニ錄取シ且其ノ取調ヲ爲スヘシ

第三十四條 職務規範第六十七條ノ領置書ハ様式第九號ニ則リ之ヲ作成スヘシ

第三十五條 財産ニ對スル犯罪ヲ取調フルトキハ被害ノ時刻、場所、狀況、當時ニ於ケル見積被害

價格、被害者ノ職業並嫌疑者ノ有無若嫌疑者アルトキハ其ノ氏名及嫌疑ノ事由モ明瞭ナラシムヘシ但被害者其ノ嫌疑者ノ氏名ヲ表示スルコトヲ好マサルトキハ此ノ限ニ在ラス

被害金品ニ付テハ極力其ノ發見ニ努メ成ルヘク返還若ハ賠償ヲ爲サシメ被害者ヲ満足セシムルコトニ注意スヘシ若賠償不能ナルトキハ其ノ旨ヲ明カニスヘシ

竊盜ノ犯罪ヲ取調フルトキハ特ニ門戶墻壁ノ踰越、損壞、鎖鑰ノ開否若ハ兇器携帯ノ有無ヲ調査スヘシ

第三十六條 身體ニ對スル犯罪ヲ取調フルトキハ前條準用ノ外各個創傷ノ部位、形狀程度、豫後並兇器ノ種類ヲ明瞭ナラシムル爲勝師ノ診斷書ヲ提出セシメ又ハ醫師ニ鑑定ヲ囑託シ鑑定書ヲ徵スヘシ但被害者ニ於テ醫師ノ鑑定ヲ拒ムトキ又ハ事案輕微ニシテ處罰ノ必要ナシト思料スルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得

診斷書又ハ鑑定書ニハ成ルヘク創傷ノ位置ヲ示シタル人體圖ヲ添附セシムヘシ

第三十七條 放火及失火ノ犯罪ヲ取調フルトキハ其ノ燃燒ノ程度、狀況、隣接家屋トノ距離、風位風力其ノ其ノ他公共ノ危險ノ有無ヲ認ムルニ足ルヘキ事項等ヲ調査シ並最初ノ發見者等ニ就キ發火ノ場所ヲ明確ナラシムルコトニ努ムヘシ

燒失シタル家屋並之ニ隣接セル建物ニ保險契約若ハ抵當權設定契約アリヤ否之カ調査ヲ爲シ又隣接地及附近ノ狀況ヲ知ルニ足ルヘキ略圖ヲ作成スヘシ

第三十八條 騷擾、放火、失火、溢水、水利往來ノ妨害、殺人、重大ナル傷害、過失死傷、強盜重ナル竊盜事件其ノ他實況ヲ明ニスル必要アル事件ハ速ニ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ於テ犯所其ノ他ノ場所ニ臨ミ實況見分ヲ爲シ様式第十號ニ則リ見分書ヲ作成シ且圖面ヲ添附スヘシ前項ノ處分ヲ爲スニ當リテハ被疑者ノ指紋、足跡其ノ他犯罪證明資料ノ有無ニ注意シ之カ保存ニ努メ且指紋等痕跡採取ノ方法ヲ講スヘシ家屋内ノ見分ニ係ルトキハ戸主又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾アリタルコトヲ明記スヘシ

第三十九條 被疑者精神ニ異狀アル疑アルトキハ其ノ血屬系統、學業ノ成績、酒量、既往症、記憶力、妄想妄覺ノ有無其ノ他健康狀態ヲ取調ヘ之ヲ聽取書ニ錄取シ且成ルヘク醫師ヲシテ診斷セシメ診斷書ヲ徵スヘシ

第四十條 被疑者ノ身體ニ創傷アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ事由ヲ調査シ被疑事件ニ關係アリト思料スルトキハ第三十六條ニ準シ醫師ノ診斷書ヲ徵スヘシ

第四十一條 鑑定ヲ囑託シタルトキハ職務規範第七十四條第二項ニ依ルノ外事實關係ヲ明確ナラシ

ムル爲聽取書ヲ作成スルコトヲ得

第四十二條 未成年者又ハ雇人ノ犯罪事件ニ付テハ父兄若ハ雇主ニ就キ將來ノ監督又ハ繼續雇備ニ關スル意見ヲ申述セシメ之ヲ聽取書ニ錄取シ又ハ其ノ旨ヲ記載シタル書面ヲ徵スヘシ

第四十三條 被害者ニ於テ被疑者ノ處罰ヲ望マサルトキハ之ヲ聽取書ニ錄取シ又ハ其ノ旨ヲ記載シタル書面ヲ徵スヘシ

第四十四條 罰金若ハ科料ニ處スルヲ相當トスル事件ニシテ略式手續ニ依リ裁判ヲ受クル便宜アル被疑者ニ對シテハ其ノ趣旨ヲ說示シ略式命令ヲ望ムトキハ聽取書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

### 第三節 強 制 捜 査

第四十五條 職務規範第八十一條ニ依リ作成スヘキ逮捕調査、逮捕手續書逮捕顛末書ハ様式第十一號乃至第十三號ニ則ルヘシ

司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者自ラ現行犯人ヲ逮捕シ若ハ司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ命シテ逮捕セシメタルトキハ前項ノ逮捕手續書ニ準シ逮捕顛末ヲ明ニシタル書類ヲ作成シ記録ニ添附スヘシ

第四十六條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者被疑者ヲ訊問シタルトキハ様式第十四號ニ則リ訊問

調書ヲ作成スヘシ

第四十七條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者、搜索若ハ押收ノ處分ヲ爲シタルトキハ様式第十五號乃至第十七號ニ則リ搜索若ハ押收ノ調書ヲ作成スヘシ

押收シタル證據物件ハ其ノ品目ヲ調書ニ列記シ又ハ様式第十八號ニ則リ別ニ目錄ヲ作り調書ニ添附スヘシ判事ノ命令狀ニ基キ搜索又ハ押收ノ處分ヲ爲シタルトキ亦同シ

請求ナシト雖押收シタル證據物件ノ目錄ハ成ルヘク其ノ謄本ヲ被押收者又ハ之ニ代ルヘキ者ニ交付スヘシ

第四十八條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者檢證ヲ爲サムトスルトキハ着手ト同時ニ檢事ニ報告スヘシ但輕微ナル事件ハ此ノ限ニ在ラス

檢證ニ着手シタル後檢事ノ臨檢ヲ必要トスルトキハ檢事ニ急報シ檢證ヲ終了シタルト否トヲ問ハス原狀ヲ保存シ置クヘシ

第四十九條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者檢證ノ處分ヲ爲シタルトハキ様式第十九號ニ則リ檢證調書ヲ作成シ其ノ顛末ヲ明記スヘシ

前項ノ場合ニ於テ檢證シタル場所又ハ物體ヲ表示スル必要アルトキハ圖面又ハ寫眞ヲ添附スヘシ

第十五條但書ニ依リ檢證ヲ爲シタルトキハ本條第一項ニ準シテ檢證調書ヲ作成スヘシ但調書ノ冒頭ニ檢視處分ニ因リ犯罪アルコトヲ發見シタルニ付引續キ檢證ヲ爲シタル旨ヲ表旨スヘシ

第五十條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者證人ヲ訊問シタルトキハ様式第二十號ニ則リ證人訊問調書ニ作成スヘシ

第五十一條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者鑑定ヲ命シタルトキハ様式第二十一號ニ則リ鑑定人訊問調書ヲ作成スヘシ但其ノ資格技能ヲ有スルヤ否ヲ調査シタル上鑑定事項ヲ指示シテ訊問ヲ爲スコトニ注意スヘシ

#### 第四節 物件取扱

第五十二條 沒收スヘキ物件ハ何人ノ手ニ在ルヲ問ハズ領置又ハ押收ノ手續ヲ爲スヘシ被疑者ノ手ニ在ル贓物亦同シ

第五十三條 領置又ハ押收シタル物件ニハ各個ニ様式第二十二號ノ小札又ハ厚紙ヲ附シ進行番號、被疑者及差出人ノ氏名ヲ記入スヘシ但事件送致後領置又ハ押收シタル物件ナルトキハ進行番號ヲ記入スヘカラス

證書、書翰等ハ記録中ニ編綴セス前項ノ取扱ヲ爲ス外其ノ散逸、毀損ヲ防ク爲別封ト爲シ證據物

件ナルコトヲ表示スヘシ

貨幣、紙幣、有價證券等ナルトキハ精算シテ別封ト爲シ且取扱者ニ於テ封緘個所ニ捺印シ其ノ封表ニ種類員數ヲ明細ニ記載スヘシ

第五十四條 領置又ハ押收シタル物件ニシテ價格僅少若ハ無價值ノ物ハ成ルヘク差出人又ハ所有者ノ意嚮ヲ確メ還付ヲ望マサルトキハ之ヲ聽取書ニ明ニシ若ハ其ノ旨ノ書面ヲ徴シ且領置書又ハ押收目錄備考欄ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

治安警察法第十八條及銃砲火藥類取締法第十二條ノ適用ヲ受クヘキ事件ノ戎器又ハ戎器ヲ仕込ミタル物件ニシテ被疑者ノ所有ニ係ルトキハ成ルヘク所有權ヲ拋棄スル旨ノ書面ヲ徴シ且領置書又ハ押收目錄備考欄ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第五十五條 領置又ハ押收シタル物件ニシテ留置ノ必要ナキモノハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 贓物ニシテ被疑者ノ手ニ在ルモノハ直ニ被害者ニ假還付又ハ協議授受ヲ爲サシムルコトヲ得但假還付ノ場合ニ於テハ何時ニテモ提出スヘキ旨ヲ記載シタル請書ヲ徴スヘシ

二 贓物ニシテ被疑者以外ノ者ヨリ差出シタルモノハ其ノ承諾ヲ得テ被害者ト協議授受ヲ爲サシムルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ連署又ハ各別ニ授受ノ書面ヲ徴スヘシ又一方ヨリ差出シタル書面ノ末尾ニ他ノ一方ヲシテ承諾ノ旨ヲ追書シ署名捺印セシムルモ妨ケナシ

三 贓金ヲ以テ購求シ若ハ贓物ト交換シタル物件又ハ原形ヲ變更シタル物件ニシテ被疑者ノ手ニ在ルモノハ前號ノ例ニ依リ協議授受ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ處分ヲ爲シタルトキハ領置書又ハ押收目録備考欄ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第五十六條 領置又ハ押收シタル物件ニ付事件ニ關係ナキコト判明シタルトキハ便宜之ヲ還付シ領置書又ハ押收目録備考欄ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第五十七條 領置又ハ押收シタル物件ニシテ左ノ場合ニ該當スルモノハ送致ノ手續ヲ爲サス檢事ノ指揮アル迄便宜保管ヲ爲シ領置書又ハ押收目録備考欄ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

一 動植物若ハ運搬ニ不便ナル物件

二 爆發物其ノ他運搬上危險ノ虞アル物件

三 事件處分上送致ノ必要ナシト思料スル物件

前項ノ物件ハ時宜ニ依リ適當ノ者ニ託シテ之ヲ保管セシムルコトヲ得但此ノ場合ニ於テハ何時ニテモ提出スヘキコトヲ記載シタル保管請書ヲ徴シ添附スヘシ

第五十八條 領置又ハ押收シタル物件ニシテ腐敗滅盡又ハ危險等ノ虞アルモノハ檢事ノ指揮ヲ受ケ權利者ノ承諾ヲ得テ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 法律上沒收スヘキ物件ナルトキハ廢棄若ハ換價スヘシ但證明資料トシテ必要アルモノハ其ノ

處分前ニ形體、模様等ヲ圖解若ハ撮影シテ記録ニ添附スヘシ若物體中腐敗滅盡ヲ來ササル部分アルトキハ成ルヘク其ノ部分ノミヲ切離シテ送付スヘシ

二 其ノ他ノ物件ハ權利者ニ還付シ請書ヲ徴スヘシ

前項ノ處分ヲ爲シタルトキハ領置書又ハ押收目録備考欄ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第五十九條 證據物件ヲ還付又ハ假還付シタルトキハ様式第二十三號ノ請書ヲ徴スヘシ但代理人ニ於テ受取ラムトスルトキハ本人ノ委任狀ヲ差出サシメ之ヲ添附スヘシ

第六十條 質屋取締法第十六條又ハ古物商取締法第十七條ノ規定ニ依リ遺失物其ノ他ノ贓物ノ徵收還付ノ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ處分ヲ明ニスヘキ書類ヲ記録ニ添附スヘシ

第六十一條 被疑者不明ノ事件ニ係ル置去品又ハ犯罪供用物件其ノ他保存ヲ要スヘキモノハ捜査繼續中事件取扱官署ニ保管スヘシ但事件ノ時効完成シタルトキハ所有者ニ還付シ所有者不明ナルトキハ遺失物ニ準シ適宜相當ノ處分ヲ爲スヘシ

## 第四章 令狀ノ執行

第六十二條 刑事訴訟法第九十四條、第二百二十二條、第二百二十三條及第五百四十八條ノ場合ニ於テ作成スヘキ拘引狀、逮捕狀ハ様式第二十四號、第二十五號ニ則ルヘシ

第六十三條 拘引狀、拘留狀ハ別ニ執行指揮書ヲ添附セス檢事ノ捺印ヲ以テ執行指揮ノ證トス但判事ヨリ直接執行ノ指揮ヲ受ケタル拘引狀、拘留狀竝前條ニ依リ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ノ發シタル拘引狀ハ此ノ限ニ在ラス

第六十四條 拘引狀、拘留狀ノ執行指揮ヲ受ケタル後十日内ニ執行スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ執行ノ指揮ヲ爲シタル檢事其ノ他ノ官署ニ報告スヘシ但執行ノ見込ナキニ至リタルトキハ令狀ノ相當欄ニ其ノ事由ヲ記載シ又ハ別ニ報告書ヲ添附シテ之ヲ返戻スヘシ

令狀ヲ返戻シタル後所在ヲ發見シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ執行ノ指揮ヲ爲シタル檢事其ノ他ノ官署ニ報告スヘシ逮捕狀執行ノ命令又ハ囑託ヲ受ケ三十日内ニ執行スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ執行ノ指揮ヲ爲シタル檢事其ノ他ノ官署ニ報告スヘシ

第六十五條 拘引狀、拘留狀ノ執行ヲ爲シタル被疑者又ハ被告人ヲ送致スル場合ニ於テハ左ノ事項

ニ注意スヘシ

一 共犯其ノ他ノ關係上通謀ノ虞アル者ナルトキハ各別ニ之ヲ取扱ヒ通謀ヲ防止スルコト

二 執行ノ際抵抗其ノ他ノ行爲アリタルトキ又ハ任意犯狀若ハ共犯者ニ關スル事實ヲ陳述スル等參考トナルヘキ事項ヲ聞知シタルトキハ遲滯ナク執行ノ指揮ヲ爲シタル檢事其ノ他ノ官署ニ報告スルコト

第六十六條 逮捕狀ノ執行ヲ受クヘキ者刑事訴訟法第五百四十六條各號ニ該當スル事由アリ且逃走ノ虞ナシト認ムルトキハ執行前速ニ執行ノ指揮ヲナシタル檢事ニ報告シ指揮ヲ請フヘシ

第六十七條 令狀ノ執行ヲ受クヘキ者他ノ犯罪ニ因リ逮捕セラレタルトキ又ハ死亡、入營其ノ他ノ事由ニ因リ令狀ヲ執行スルコト能ハサルトキ及時効完成シタルトキハ速ニ其ノ報告書ヲ添ヘ令狀ヲ返戻スヘシ

第六十八條 判事ヨリ直接執行ノ指揮ヲ受ケ又ハ判事ノ囑託ニ基キ發シタル令狀ヲ執行シタルトキハ速ニ管轄檢事ニ報告スヘシ

第六十九條 勞役場留置執行ノ指揮ヲ受ケタルトキハ先ツ人違ナキヤ否ヲ確メ且一應罰金若ハ科料ノ納付方ヲ諭告シタル後執行スヘシ



執行ニ着手シタルトキ又ハ執行ノ爲刑務所ニ引渡ヲ爲シタルトキハ速ニ執行ノ指揮ヲ爲シタル檢事ニ報告スヘシ

勞役場留置執行ニ際シ刑事訴訟法第五百四十六條各號ニ該當スル事由アリト認メ又ハ其ノ執行中該事由ヲ發見シタルトキハ速ニ執行ノ指揮ヲ爲シタル檢事ニ報告シ指揮ヲ請フヘシ

第七十條 勞役場留置執行ニ際シ罰金科料納付ノ延期又ハ分納ヲ申出タル場合ニ於テ相當ノ事由アリト認ムルトキハ速ニ執行ノ指揮ヲ爲シタル檢事ニ報告シ指揮ヲ請フヘシ

第七十一條 勞役場留置執行ニ際シ現實ニ罰金科料ヲ納付セントスル者アルトキハ警察官署ニ於テ徵收ノ手續ヲ爲サス收入印紙ヲ代人又ハ本人(本人逃走ノ虞ナキトキニ限ル)ヲシテ直接檢事局ニ持參納入セシムル取扱ヲ爲スヘシ但シ遠隔ノ地ニシテ本人又ハ代人ノ出頭ヲ不便トスルトキハ其ノ額ニ相當スル收入印紙ヲ貼付ツタル納付書ヲ書留郵便ニテ直接本人ヨリ檢事局ニ送付セシムル取扱ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ貼付ノ收入印紙ニハ消印ヲ爲サシムヘカラス

前項但書ノ場合ニ於テ完納シタルトキハ留置執行指揮書ヲ返戻シ同時ニ其ノ旨ヲ報告スヘシ

第七十二條 勞役場留置執行中罰金科料ノ殘額ヲ納付セントスル者アルトキハ前條第一項ノ手續ニ依リ其ノ翌日ヨリノ留置日數ニ相當スル金額ヲ納付セシメ翌朝釋放スヘシ

急速釋放ヲ要スル事情アリト認ムルトキハ其ノ旨ヲ檢事ニ報告シ指揮ヲ請フヘシ

第七十三條 第六十四條及第六十七條ノ規定ハ警察官署ニ於テ執行スル勞役場留置ノ取扱ニ付之ヲ準用ス

第七十四條 勞役場留置ノ爲發シタル逮捕狀執行ノ指揮ヲ受ケタルトキハ第六十六條第六十九條乃至第七十二條ノ規定ニ準シ之カ取扱ヲ爲スヘシ

## 第五章 捜査事件ノ處理

### 第一節 事件送致

第七十五條 職務規範第百十一條ニ依リ事件ヲ管轄檢事ニ送致スルトキハ様式第廿六號乃至第廿八號ニ則リ送致書、記録目錄、意見書ヲ作成シ證據物件ト共ニ送致スヘシ若記録ト共ニ送致セサル證據物件アルトキハ其ノ旨ヲ送致書備考欄ニ表示スヘシ

第七條ニ依リ報告シタル事件ナルトキハ送致書ニ符箋シ其ノ旨ヲ記入スヘシ

事件送致ノ場合ハ様式第二十九號ノ處分結果票ヲ記録ト共ニ送付スヘシ

第七十六條 記録ハ左ノ順序ニ依リ編綴スヘシ

## 一 送致書

## 二 記録目録

## 三 意見書

以下受附又ハ作成ノ順序ニ依リ編綴スヘシ

丁數ハ順ヲ追ヒ文書ノ左上欄外ニ記入シ目錄丁數欄ニ各文書ノ初葉ニ記シタル丁數ヲ掲クヘシ

第七十七條 併合罪、共犯其ノ他牽連シタル犯罪事件ヲ同時ニ送致スルコト能ハサル事情アリテ別

件ト爲ストキハ其ノ旨ヲ送致書備考欄ニ表示スヘシ

第七十八條 取調ノ必要アル關係者疾病、旅行其ノ他ノ事由アルカ爲其ノ取調ヲ爲サスシテ事件ヲ

送致スルトキハ送致書備考欄ニ其ノ旨ヲ表示スヘシ

第七十九條 被疑者不分明ノ事件ハ送致ノ手續ヲ爲サス引續キ捜査スヘシ但檢證處分ヲ爲シタル事

件及特ニ檢事ノ指揮ニ依リ實況見分ヲ爲シタル事件又ハ告訴告發ニ係ル事件ハ此ノ限ニ在ラス

司法警察官ノ職務ヲ行フ者ニ於テ處理シタル現行犯事件ハ被疑者分明ナラサルトキト雖直ニ檢事

ニ送致スヘシ

第八十條 被疑者所在不明ノ事件ハ第七十五條以下ノ規定ニ從ヒ總テ之ヲ檢事ニ送致スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ被疑者ノ潜伏又ハ徘徊スヘキ見込ノ場所ヲ捜査シタル書類ヲ添附シ特ニ重要

ナル事件ナルトキハ被疑者ノ寫眞又ハ人相書ヲモ添附スヘシ

第八十一條 前二條ノ場合ニ於テハ送致前必ス關係者ノ取調又ハ物件領置其ノ他必要ナル捜査處分

ヲ遂行シ罪證湮滅ノ虞ナキヲ期スヘシ

第八十二條 假出獄、刑ノ執行猶豫、刑ノ執行停止ノ期間中又ハ恩赦ニ因リ赦免セラレタル者ノ被

疑事件ヲ送致スルトキハ意見書中第一前科ノ有無欄ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第八十三條 送致事件ノ被疑者他ニ送致事件ト刑法第五十四條適用ノ關係ニ在ル即決處分ニ付セラ

ルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ即決處分ニ付スヘカラス

第八十四條 被疑者即決言渡ニ對シ正式裁判ノ申立ヲ爲シタルトキハ其ノ申立ハ必ス管轄區裁判所

宛ニ爲サシメ送致書ニ左ノ事項ヲ附記スヘシ

一 即決例第十條ノ留置ヲ爲シタルモノナルトキハ着手及釋放ノ日時

二 假納金又ハ保證金アルトキハ數額及保管中ナルコト

第八十五條 送致事件ニ付令狀發付其ノ他急速處分ヲ要スル事由アルトキハ書類ノ封筒見易キ箇所

ニ特ニ要急ト朱書スル等適宜之ヲ表示スヘシ

第八十六條 左ノ場合ニ於テハ事件送致後ト雖速ニ檢事ニ報告スヘシ

- 一 新ナル證憑ヲ發見シタルトキ
- 二 關係者ニ對シ取調ヲ猶豫シ難キ事故ヲ生シタルトキ
- 三 罪證ヲ湮滅シ又ハ被疑者逃走セムトスル狀況アルトキ
- 四 身體ニ對スル犯罪ノ被害者生命又ハ創傷ノ經過ニ異狀ヲ生シタルトキ
- 五 其ノ他事件ニ影響ヲ及ホスヘキ重要ナル事項ヲ生シタルトキ

### 第二節 微罪處分

第八十七條 職務規範第百十三條ニ依リ微罪處分ヲ爲シ得ヘキ場合左ノ如シ

- 一 創傷ノ程度輕微ニシテ被害者處罰ヲ希望セス又ハ和解ヲ爲シタル傷害但告訴發自首ニ係ル事件ハ此ノ限ニ在ラス
  - 二 被害僅少且犯情輕微ニシテ素行不良ニアラサル者ノ偶發的の行爲ニ出テ處罰ノ必要ナシト認ムヘキ竊盜
  - 三 第二號ノ事由アル詐欺及横領
- 前項ノ微罪處分ヲ爲シタルトキハ様式第三十號ニ則リ管轄檢事ニ報告スヘシ但シ檢事ノ指揮アリ

タルトキハ一件記録ヲ作成シ檢事ニ送致スヘシ

第八十八條 公務員其ノ他社會上ノ地位アル者ニ對シ微罪處分ヲ爲サムトスルトキハ檢事ノ指揮ヲ請フヘシ

## 第六章 少年ニ關スル特則

第八十九條 少年ノ被疑事件ヲ取調フルトキハ之ヲ保護處分ニ付スヘキカ又ハ刑事處分ニ付スヘキカヲ定ムヘキ資料ヲ特ニ調査スヘシ

送致書ニハ被疑者氏名ノ上部ニ少年ト朱書シ且何レノ處分ニ付スヘキカ其ノ事由ヲ意見書ニ記載スヘシ

第九十條 少年ノ被疑者ニ對シテハ様式第三十一號ニ則リ身上調査書ヲ作成シ記録ニ添附スヘシ

第九十一條 少年事件ニ付テハ左ノ事項ニ注意スヘシ

- 一 特ニ秘密ヲ嚴守シ之ニ關スル一切ノ事項ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載セシメサルコト
- 二 少年ニ對シ即決言渡ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢事ニ報告スルコト
- 三 少年ヲ留置スルトキハ已ムコトヲ得サル場合ノ外必ス獨居セシメ他ノ留置人ト接觸セシメサ

ルコト 第十四條ニ滿タサル者ノ被疑事件ト雖第七十六條以下ノ規定ニ從ヒ管轄檢事ニ送致スヘシ

第七章 視 察

第九十三條 檢事ヨリ通知ヲ受ケタル起訴猶豫要視察者ハ指示期間内其ノ行狀ヲ視察スヘシ

視察期間ヲ伸縮スル必要アリト認ムルトキハ檢事ニ報告シ指揮ヲ請フヘシ

第九十四條 檢事ヨリ通知ヲ受ケタル刑ノ執行猶豫者ハ其ノ期間内行狀ヲ視察スヘシ

第九十五條 前二條ノ被視察者ニ對シ左ノ事項ヲ生シタルトキハ速ニ檢事ニ報告スヘシ

- 一 再ヒ罪ヲ犯シ又ハ處分前ニ犯シタル他ノ罪アルコトヲ發見シタルトキ
- 二 行狀不良ニシテ改悛ノ見込ナキ重大事故ヲ認メタルトキ
- 三 死亡、轉籍、轉居、行衛不明、復歸、所在發見又ハ氏名ノ變更アリタルトキ
- 四 軍人又ハ軍屬トナリタルトキ

第九十六條 檢事ヨリ通知ヲ受ケタル起訴中止者ハ檢事ノ指示期間内其ノ家庭、親族知人間ノ出入

及通信ノ有無ヲ視察シ其ノ所在發見ニ努ムヘシ

視察期間ヲ伸縮シ又ハ視察期間ヲ定ムル必要アリト認ムルトキハ檢事ニ報告シ指揮ヲ請フヘシ  
中止者ノ所在ヲ發見シタルトキ又ハ死亡ヲ知りタルトキハ速ニ檢事ニ報告スヘシ但死亡ノ場合ニ於テハ市町村長ノ證明書ヲ添附スヘシ

- 第九十七條 檢事ヨリ通知ヲ受ケタル豫審手續中止者、公判手續停止者、刑ノ執行停止者ハ隨時其ノ生活狀態ヲ視察シ左ノ事項ヲ生シタルトキハ速ニ檢事ニ報告スヘシ
- 一 再ヒ罪ヲ犯シタルトキ
  - 二 中止、停止ノ原因消滅シタルトキ
  - 三 死亡、轉籍、轉居、行衛不明、復歸、所在發見又ハ氏名ノ變更アリタルトキ但死亡ノ場合ニ於テハ市町村長ノ證明書ヲ添附スヘシ

第九十八條 保釋、責付又ハ拘留執行停止中ノ刑事被告人ニシテ特ニ檢事ヨリ通知ヲ受ケタル者ハ常ニ其ノ行動ヲ視察シ三箇月毎ニ其ノ結果ヲ檢事ニ報告スヘシ  
逃走、罪證湮滅ノ虞アリ又ハ住居制限ノ命令ニ違背シタルトキハ速ニ其ノ事由ヲ報告スヘシ

第九十九條 被視察者他ノ警察署管内ニ住居ヲ移轉シタルトキハ其ノ旨ヲ檢事ニ報告スヘシ  
 第一百條 逃走又ハ所在不明ノ證人其ノ他ノ關係人ニシテ檢事ヨリ所在捜査ノ指揮アリタル者ニ對シテハ第九十六條ニ準シ視察ヲ爲スヘシ  
 第一百一條 視察ハ其ノ本旨ニ從ヒ適當且穩健ナル方法ニ依リ被視察者ノ名譽、信用ヲ毀損セサルコトニ注意スヘシ

## 第八章 簿冊及諸表

第二百二條 司法警察官署ニ於テハ左ノ帳簿及書類綴ヲ備ヘ下記期間之ヲ保存スヘシ帳簿及書類綴ハ毎年改新スルモノトス但事件少キ官署ニ於テハ累年繼續使用スルヲ妨ケス  
 保存期間ハ最終ノ記入又ハ編綴ヲ終リタル翌月ヨリ起算スルモノトス總テ書類綴ニハ目錄ヲ附シ索引ニ便ナラシムヘシ  
 一 犯罪事件簿 様式第三十二號 永久  
 本簿ハ發覺原因ノ如何ヲ問ハス又被疑者ノ分明不明トヲ論セス犯罪事件ヲ受理シタルトキハ其ノ受理順序ニ從ヒ之ヲ登錄シ處分結果ヲ記載スルモノトス但竊盜ノ犯人不明ノ事件ハ此限りニ在ラス

二 重要犯罪捜査簿 様式第三十三號 二十年

本簿ハ職務規範第三十一條及細則第七條ニ依リ報告シタル事件其ノ他重要ナル事件ニシテ發覺後三十日以内ニ被疑者分明ナラサル事件ヲ登錄シ繼續捜査ノ經過ヲ明カニスルモノトス  
 三 變死者檢視簿

本簿ハ檢事ノ命令ニ依リ變死者又ハ其ノ疑アル死體ニ付司法檢視ヲ爲シタル顛末ヲ記載スルモノトス但便宜檢視調書寫ヲ其ノ處順序ニ編綴シテ帳簿ト爲スコトヲ得

四 證據物件保存簿 様式第三十四號 二十年

本簿ハ檢事局ニ送付セスシテ警察官署ニ保管スル證據物件、犯人不明捜査中ノ證據物件、置去品等ヲ押收又ハ領置ノ順序ニ依リ登錄シ其ノ處分ヲ明カニスルモノトス

五 微罪處分人名簿 十年

本簿ハ微罪處分ヲ爲シタル都度作成シタル報告書ヲ處分順序ニ編綴シ名簿ト爲スモノトス

六 起訴猶豫人名簿 十年

本簿ハ檢事ヨリ通知ヲ受ケタル要視察者ト不要視察者トヲ甲乙二冊ニ區別シ甲號ハ現ニ視察中

- ノモノ乙號ハ當初ヨリ視察不要、視察解除、期間滿了ノモノヲ編綴シ名簿ト爲スモノトス
- 七 起訴中止人名簿 十年
- 八 豫審手續中止者、公判手續停止者人名簿 十年
- 九 保釋責付拘留執行停止人名簿 十年
- 以上三名簿ハ檢事ヨリ通知ヲ受ケタル通知書ヲ編綴シテ名簿ト爲スモノトス
- 十 刑ノ執行猶豫人名簿 様式第三十五號 十年
- 十一 刑執行停止人名簿 様式第三十六號 十年
- 十二 假出獄人名簿 様式第三十七號 十年
- 以上三名簿ハ通知ヲ受ケタル都度之ヲ登録スルモノトス
- 十三 微罪處分記録綴 五年
- 本綴ハ其ノ處分順序ニ編綴スルモノトス
- 十四 令 狀 綴 十年
- 本綴ハ逮捕狀其ノ他令狀及勞役場留置命令等ヲ編綴スルモノトス
- 十五 重要犯罪捜査書類綴

- 本綴ハ職務規範第三十一條及細則第七條ニ依リ報告ヲ爲シタル事件ニ付繼續捜査ヲ爲シタル書類ヲ事件順序ニ編綴スルモノトス
- 十六 竊盜事件書類綴
- 本綴ハ竊盜未檢舉ニ屬スル事件ノ被害及捜査ニ關スル一切ノ書類ヲ事件順序ニ編綴スルモノトス
- 十七 捜査雜書綴 一年
- 本綴ハ捜査進行ノ結果犯罪事實ヲ認ムル能ハサル不送致書類其ノ他事件記録ニ編綴ノ必要ナキ一切ノ捜査關係書類ヲ編綴スルモノトス
- 十八 司法事務表記綴 十年
- 本綴ハ司法事務ニ關シ提出シタル諸表及參考ノ爲調製シタル諸表ノ控ヲ編綴スルモノトス
- 十九 司法事務諸例規綴 永久
- 本綴ハ司法警察事務ニ關スル訓令通牒其ノ他一切ノ例規類ヲ編綴スルモノトス
- 第二百三條 司法警察官署ハ左記報告表ヲ調製シ所定期日迄ニ檢事正並管轄檢事ニ提出スヘシ
- 一 犯罪事件捜査成績表 様式第三十八號

一本表ハ六ヶ月毎ニ其ノ管内ニ發生ノ事件及檢舉事件ヲ様式ニ依リ調製シ翌月十日迄差出スモノ

本表トスルニ依リテ警察官ハ其ノ管内ニ發生シタル事件及檢舉事件ノ様式ニ依リテ調製シ翌月十日迄差出スモノ

本表ハ警察官ノ職務ニ關スルニ依リテ調製シ翌月十日迄差出スモノ

本表ハ警察官ノ職務ニ關スルニ依リテ調製シ翌月十日迄差出スモノ

本表ハ警察官ノ職務ニ關スルニ依リテ調製シ翌月十日迄差出スモノ

本表ハ警察官ノ職務ニ關スルニ依リテ調製シ翌月十日迄差出スモノ

本表ハ警察官ノ職務ニ關スルニ依リテ調製シ翌月十日迄差出スモノ

本表ハ警察官ノ職務ニ關スルニ依リテ調製シ翌月十日迄差出スモノ

本表ハ警察官ノ職務ニ關スルニ依リテ調製シ翌月十日迄差出スモノ

本表ハ警察官ノ職務ニ關スルニ依リテ調製シ翌月十日迄差出スモノ

本表ハ警察官ノ職務ニ關スルニ依リテ調製シ翌月十日迄差出スモノ

本表ハ警察官ノ職務ニ關スルニ依リテ調製シ翌月十日迄差出スモノ

本表ハ警察官ノ職務ニ關スルニ依リテ調製シ翌月十日迄差出スモノ

被疑者ニ關スル取調事項

一 身分關係

- (一) 氏名、年齢、職業、本籍、住居、出生地
- (二) 爵位、勳功、褒記章、恩給、年金
- (三) 兵役、公職
- (四) 通稱、綽名、舊氏名アラハ其ノ名稱
- (五) 家族ナラハソノ戸主ノ氏名、住居、續柄、職業
- (六) 未成年、禁治産者、準禁治産者ナラハソノ法定代理人、保佐人ノ氏名、住居、職業
- (七) 有夫ノ婦ナラハ夫ノ氏名、住居、職業

二 犯罪關係

- (一) 犯罪ノ原因、日時、場所、性質、方法、情狀、贓物處分
- (二) 被害ノ狀況、犯罪後ノ情况(謝罪、示談、賠償、悔悟ノ情ノ有無等)

三 被害者トノ關係

- (一) 被害者ト親族、雇傭、交際等ノ關係
- (二) 告訴ヲ受クルニ至リタル事情
- (三) 贓物罪ナラハ本犯ト親族ソノ他ノ關係

#### 四 前科關係

- (一) 前科、判決年月日、裁所名、罪名、犯罪事實(事件處理上參考ト爲ルヘキモノ)
- (二) 微罪處分、起訴猶豫ノ年月日、處分廳名、罪名、犯罪事實(事件處理上參考ト爲ルヘキモノ)
- (三) 刑ノ執行停止中、執行猶豫中、出假獄中ノモノ、恩赦減刑ヲ受ケタルモノハソノ旨

#### 五 性行等ノ關係

- (一) 性格、行狀、經歷、教育、信念、健康
- (二) 境遇、(家庭、交友等)資産狀態、信用程度

## 樣式



樣式目次

第一號	變死者檢視調書	四三
第二號	報 告	四五
第三號	告訴(補充)調書	四七
第四號	告訴	
第五號	告訴事件送付書	四九
第六號	自首	
第七號	身許調書	五一
第八號	前科照會書	五三
第九號	素行調書	五五
第十號	聽取書	五七
第十一號	領置書	五九
第十二號	實況見分書	六一
第十三號	逮捕調書	六三

第一二號 逮捕手續書.....六五

第一三號 逮捕顛末書.....六七

第一四號ノ一 被疑者訊問調書.....六九

第一四號ノ二 第何回被疑者訊問調書.....七一

第一五號 搜索調書.....七三

第一六號 押收調書.....七五

第一七號 搜索押收調書.....七七

第一八號 押收目錄.....七九

第一九號 檢議調書.....八一

第二〇號ノ一 證人訊問調書.....八三

第二〇號ノ二 第何回證人訊問調書.....八五

第二〇號ノ三 證人訊問囑託書.....八七

第二〇號ノ四 證人訊問調書(囑託).....八八

第二一號 鑑定人訊問調書.....九〇

第二二號 證據品小札.....九二

第二三號 請書.....九三

第二四號 拘引狀.....九四

第二五號 逮捕狀.....九五

第二六號 事件送致書.....九七

第二七號 文書目錄.....九九

第二八號 意見書.....一〇一

第二九號 處分結果票.....一〇三

第三〇號 徵罪處分報告書.....一〇四

第三一號 身上調查書.....一〇五

第三二號 犯罪事件簿.....一〇七

第三三號 重要犯罪搜查簿.....一〇九

- 第三四號 證據物件保管簿..... 一一一
- 第三五號 刑執行猶豫人名簿..... 一一三
- 第三六號 刑執行停止人名簿..... 一二五
- 第三七號 假出獄者人名簿..... 一二七
- 第三八號 犯罪事件成績表..... 一二九

(面 表)

及變 原死 因ノ 狀 態	及變 其死 ノノ 模場 様所	定(不 年月 月日時 場合ハ 推)	特(死 死ノノ 年月日 時)	詳(男 男女ノ 別並人 相)	職(業 氏名ノ 年本籍 住居)	旨(發 見人ノ 住居氏 名)	年(發 見人ノ 住居氏 名)

様式第一號

(半紙全紙)

昭和 年 月 日 變死者檢視調書

コト左ノ如シ 日某裁判所檢事ノ指揮ニ依リ變死者(其ノ疑アル死體)ノ檢視ヲ爲ス

様式第二號

昭和 年 某 月 日

署 (所)

司法警察官 職務ヲ行フ

官職氏名印

所轄檢察正 宛

被疑者 氏名 住所 年齢 職業	被疑者ノ生死及 精神状態	發覺ノ原因 (自首 告知 發認知)	證據ノ概要 (自白 有無等)
被害者 氏名 住所 年齢 職業	被害者ノ生死及 創傷ノ輕重	臨檢解剖及醫師 同行ノ要否	逮捕、未逮捕又 ハ其ノ見込

報告

(半紙全紙)

(面 裏)

此ノ檢視ハ本日午後何時何分ニ始メ何時何分ニ(又ハ檢事ニ於テ犯罪事件トシテ檢證ヲ爲シタルニ依リ此ノ處分ヲ)終ル

右檢視ヲ了シ此ノ調書ヲ作ルモノ也

昭和 年 某 月 日

署 (所)

司法警察官 職務ヲ行フ

官職氏名印

名印

變死後經過時間	所持金品ノ種類	參會醫師ノ氏名檢案ノ要領	檢視官認定意見	變死者並所持金品ノ始末	備考
---------	---------	--------------	---------	-------------	----



(面 表)

件物據證	名 件	自告告 首發訴 事 件 送 付 書	本 籍 住 居 職 業 名 年 齡	
			本籍 職業 住居 職業 被告訴(告發)人 氏 名 年 齡	本籍 職業 住居 職業 告 訴(告發)人 氏 名 年 齡

様式第四號

(半紙全紙)

(面 裏)

問 告訴(告發又ハ自首)ノ事實ヲ證明スヘキ物件アラハ提出セヨ	答 何々	問 何々	答 何々	右錄取シ讀聞カセタル處相違ナキ旨申立テ署名捺印シタリ	昭和 年 月 日	某 署(所)	司 法 警 察 官 氏 名 印 (又ハ司法警察官ノ職務ヲ行フ) 司 法 警 察 吏 氏 名 印 (又ハ司法警察吏ノ職務ヲ行フ)	
(此時證據トシテ何々ヲ差出シタルニ付之ヲ領置ス)				(又ハ無筆無印ニ付代書本人拇印シタリ)	告訴(告發自首)人 氏 名 印	年 月 日	某 署(所)	司 法 警 察 官 氏 名 印 (又ハ司法警察官ノ職務ヲ行フ) 司 法 警 察 吏 氏 名 印 (又ハ司法警察吏ノ職務ヲ行フ)

(面裏)

備考

右職務規範第四十一條ニ依リ送付候也

昭和 年 月 日

某 署 (所)

司法警察官ノ職務ヲ行フ) 官 官 氏 名 印

某裁判所検事 某 殿

(注意) 細則第二十條第二項ニ依リ意見書ヲ添付スル場合ニ於テハ本籍住居職業氏名年齢欄ニハ被疑者ノ氏名ヲ表示スルノミニテ他ノ記載ヲ省略スルコト得

様式第五號

(半紙全紙)

府縣郡市町村番地 職業

氏 年 名 齡

(面 表)

官吏公吏議員	住居	出生地	本籍	右ノ者ニ對スル左記事項取調ノ上各欄へ記入返戻(某裁判所検事局ニ廻送)相成度及照會候也 但本籍氏名等ニ多少ノ相違又ハ氏名ニ變更アルモ之ニ該當スヘシト思料セララル場合ハ本文ニ準シ取調へ相成度候 追テ轉籍又ハ寄留者ナルトキハ其ノ旨ヲ備考欄ニ記入シ本紙返戻相成度候 昭和 年 月 日 右所轄 市區役所御中 町村役場	府縣郡市町村番地 職業	氏 年 名 齡	氏本字	氏假名	生年月日	職業	資産有無
							名假名	生年月日	職業	資産有無	

(面裏)

備考 右及 昭 和 年 月 日 回 答 候 也 警察署 御中 檢事局 御中	科 前	年	年	年	年	年	年	
		月	月	月	月	月	月	
		日	日	日	日	日	日	
		裁判所	裁判所	裁判所	裁判所	裁判所	裁判所	
		席	席	席	席	席	席	
		刑名 刑期 金額	罪名	罪名	罪名	罪名	罪名	罪名
			姓名					
		扶助料 退隱料 給籍	扶助料 退隱料 給籍					
		兵籍	兵籍					
		年金	年金					
位記勳章 記章	位記勳章 記章							

(注意) 本人ノ舊氏名、素行、家出ノ年月日旅行出稼先其ノ他參考トナルヘキ事項ハ備考欄内ニ記入セラレタシ

様式第六號

(半紙全紙)

(面表)

年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
刑名 刑期 金額	刑名 刑期 金額	刑名 刑期 金額	刑名 刑期 金額	刑名 刑期 金額	刑名 刑期 金額
恩赦ノ 事項	恩赦ノ 事項	恩赦ノ 事項	恩赦ノ 事項	恩赦ノ 事項	恩赦ノ 事項
出生地	出生地	出生地	出生地	出生地	出生地
本籍	本籍	本籍	本籍	本籍	本籍
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
職業	職業	職業	職業	職業	職業
府縣郡市町村番地					
職業					
某署(所)					

右ノ者ニ對スル前科取調ノ上左ノ各欄ヘ記入返戻(某裁判所檢事局ニ廻送)相成度及照會候也

昭和 年 月 日

某裁判所檢事局 御中



(面 表)

資 産 及 生 活 ノ 状 態	家 庭 ノ 状 態	教 育 ノ 程 度	性 質 行 状	前 科 其 ノ 他 ノ 處 分	經 歴	名 通 稱 及 藝 名	年 氏 名 及 年 齡	住 居 職 業
被 疑 者 所 有 ノ 動 産 、 不 動 産 其 ノ 他 收 入 及 負 債 ヲ 調 査 シ 生 活 ノ 状 態 ヲ 明 ニ ス ヘ シ	家 族 ノ 員 數 續 柄 及 陸 否 ノ 状 況 ヲ 記 ス	尋 常 小 學 校 ( <u>何</u> 學 年 修 業) シ タル モ 其 ノ 後 修 養 セ ス 現 在 ニ テ ハ 往 復 文 位 ヲ 辛 フ シ テ 書 ス ル ニ 過 キ ス 等 ノ 類 ヲ 記 ス	性 質 、 行 状 及 嗜 好 、 習 癖 ニ 付 緻 密 ニ シ テ 精 透 ナル 調 査 ヲ 遂 ケ 具 體 的 事 項 ヲ 基 礎 ト シ テ 記 ス	前 科 、 起 訴 猶 豫 、 微 罪 處 分 ノ 有 無 並 恩 赦 ヲ 受 ケ タル コ ト ノ 有 無 ヲ 記 ス	出 生 、 生 育 ノ 状 態 及 來 歴 等 ヲ 記 ス			

様式第七號

素 行 調 査 書

(半紙全紙)

(面 裏)

右 昭 和 年 回 答 候 也	備 考	年 年 年	年 年 年	年 年 年	年 年 年	年 年 年
	月 月 月	月 月 月	月 月 月	月 月 月	月 月 月	月 月 月
日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日
確 定	確 定	確 定	確 定	確 定	確 定	確 定
對 席 命 令	對 席 命 令	對 席 命 令	對 席 命 令	對 席 命 令	對 席 命 令	對 席 命 令
御 中						
檢 事 局						
		犯	犯	犯	犯	犯

(面 裏)

交際及 信用	平素ノ交際出入者及状態並社會上ニ於ケル地位信用ヲ記ス
系統及 健康状態	
宗教及 兵役	
犯罪ノ常 習及特技	
處罰ノ要否 及科刑ノ量 定ニ必要ナ ル事項	犯罪ノ動機及被疑者ニ對スル一般感想並改悛ノ有無等ヲ記ス

右調査ス

昭和印 年 月 日

某署(所)

司法警察官 警察官 氏 名 印

(又ハ司法警察官ノ職務ヲ行フ)

(注意) 本調書ハ二葉ト爲スヲ妨ケス、各事項ニ付特ニ調査ニ從事シタルモノアルトキハ其職員氏名ヲ附記スヘシ

様式第八號

(半紙全罫紙)

聽取書 (二回以後ノ分ニハ第何回ト記スヘシ)

本籍住居職業

氏名

年齢

右ノ者昭和年 月 日本職ニ對シ左ノ通陳述ヲ爲シタリ

一何々 (供述ノ要旨ヲ平易簡明ニ記載スヘシ)

一何々

問 何々 (特ニ記憶ヲ喚起セシムル爲又ハ供述ヲ描寫スルノ必要ヲ認ムルトキハ適宜問答體ニ錄取スルモ妨フシ)

答 何々

右錄取シ讀開カセタル處相違ナキ旨申立テ署名捺印シタリ (又ハ無筆無印ニ付代書本人捺印シタリ)

昭和 印

年 月 日

某 署 (所)

司 法 警 察 官 氏  
 (又ハ司法警察官ノ職務ヲ行フ) 官 氏

名 印

陳 述 人 氏

名 印

(注意) 所屬ノ官署外ニ於テ作成シタルトキハ其ノ場所ヲ記載スヘシ

(面 表)

様式第九號

(半紙全紙)

領 置 書

被疑者(被告人)某何々事件ノ證據品トシテ差出人ノ承諾ヲ得テ(任意提出シタルニ付又ハ遺留品ナルニ付)左記物件ヲ領置ス

昭和 年 月 日

某 署 (所)

司 法 警 察 官 氏  
 (又ハ司法警察官ノ職務ヲ行フ) 官 氏

名 印

番 號	品 目	員 數	差出人住居氏名	所有者住居氏名	備 考



司法警察官 姓名印  
 (又ハ司法警察官ノ職務ヲ行フ)  
 立會人 氏 名印


様式第一一號

逮捕調書

(半紙全罫紙)

昭和 年 月 日 午前 時 分 司法警察吏 (又ハ司法警察吏ノ職務ヲ行フ) 某ハ何々現行犯事件ノ被疑者某ヲ當署(所)ニ引致シ逮捕ノ事由ヲ申立ツルコト左ノ如シ

一何々

一何々 (理行犯ト認めタル事由及刑事訴訟法第二百二十四條第一項ニ規定スル事由ヲ詳記ス)

右讀聞カセタル處相違ナキ旨申立ツルニ付共ニ署名捺印ス

昭和 年 月 日

某署(所) 司法警察吏 職氏 名印  
 (又ハ司法警察吏ノ職務ヲ行フ)

司法警察官 職氏 名印  
 (又ハ司法警察吏ノ職務ヲ行フ)

署長 (官氏) _____ 捜査官 (官氏) _____ 記録係 (官氏) _____	
昭和 年 月 日 時刻 _____	場所 _____
(備考欄) _____ _____ _____ _____	

(半紙全野紙)

様式第一二號

昭和 年 月 日	某署(所)ニ於テ
司 法 警 察 官	(又ハ司法警察吏ノ職務ヲ行フ) 職 氏 名 印
(又ハ司法警察官ノ職務ヲ行フ) 官 氏 名 殿	
逮捕手続書	
昭和 年 月 日	午前 午後 何時何分
某所ニ於テ職務執行中 (例へハ巡廻中、警戒中ト 云フ類)云々(兇器ヲ携帯シ且被服ニ血痕アリテ犯人ト思料スヘキ又ハ深夜容積大ナル風呂 敷ヲ背負ヒ覆面、素足ノ儘東ニ向ツテ歩行スルモノ其ノ風体疑フヘキモノアリ誰何シタル 處急ニ疾走シ)現行犯人ト思料シタルニ若ハ現行犯人ト認メタルニ付其ノ住居若ハ氏名分 明ナラス又ハ定マリタル住居ヲ有セス若ハ罪證ヲ湮滅スル虞アルニ付若ハ逃走スル虞アル ニ付之ヲ逮捕シ取調ヘタルニ左記申立ヲ爲シタリ 一被逮捕者ノ住居、職業、氏名、年齢 一犯罪事實云々ノ類	

因テ證據物件相添ヘ引致報告候也（若此ノ手續書ヲ以テ逮捕調書ニ代フル場合ニハ次ノ如ク記載スヘシ）

右逮捕事由ニ付取調ヘタル處前記ノ通り相違ナキヲ以テ之ヲ調書ニ代ヘ共ニ署名捺印ス

昭和 年 月 日

某 署（所）

逮捕者

司法警察 職氏

名印

（又ハ司法警察吏ノ職務ヲ行フ）  
（又ハ司法警察官ノ職務ヲ行フ）

官氏

名印

様式第一三號

逮捕願末書

（半紙全罫紙）

昭和 年 月 日 午前 時 分 某所 某ハ何々現行犯人ヲ引致シ逮捕事由ヲ申立ツ

ルコト左ノ如シ

一 被逮捕者ノ住居、職業

氏 名

年 齡

二 逮捕ノ事由

云々（現行ト認め且之ヲ逮捕スルヲ必要ト認めタル願末ヲ詳述セシムヘシ）

三 證據ノ提出

何々

右事實相違ナキヲ認ムルヲ以テ被疑者某及證據物件ヲ受取り此願末書ヲ作成シ共ニ署名捺印ス（逮捕者署名捺印スル能ハサル事由アルトキハ其ノ旨ヲ記入スヘシ）

昭和印 年 月 日

逮捕者氏 名 印

某 署 (所)

司法警察官、吏ノ職務ヲ行フ) 官職氏 ( ) 名 印  
(又ハ司法警察官、吏ノ職務ヲ行フ)

Large empty table grid for recording details.

様式第一四號ノ一

被疑者訊問調書

被疑者

(半紙全野紙)

何々被疑事件ニ付昭和 年 月 日某署(所)ニ於テ司法警察官(司法警察官ノ職務ヲ行フ)某ハ司法警察吏(司法警察吏ノ職務ヲ行フ)某立會ノ上右被疑者ニ對シ訊問スルコト左ノ如シ

一問 氏名、年齢、職業、住居、本籍及出生地ハ如何

答 氏名ハ

年齢ハ

職業ハ

住居ハ

本籍ハ

出生地ハ

二問 爵、位勳、功、褒章、記章、恩給、年金又ハ公職ヲ有セサルヤ  
答 何々

Table grid for recording answers to questions.



三問 兵役關係ナキヤ

答 何々

四問 (先ツ被疑事件ヲ告ケ辯解ヲ求ムルコト)

答 何々

五問 何々

答 何々

六問 (終リニ被疑者ニ對シ利益トナルヘキ證據ノ提出及申立ノ有無ヲ問フコト)

答 何々

右錄取シ讀聞カセタル處相違ナキ旨申立署名捺印シタリ

被疑者 氏 名 印

昭和 年 月 日

某 署 (所)

司法警察官 官 氏 名 印

(又ハ司法警察官ノ職務ヲ行フ) 官 氏 名 印

司法警察吏ノ職務ヲ行フ) 吏 職 氏 名 印

(注意) 所屬ノ官署外ニ於テ作成シタルトキハ其ノ場所ヲ記載スヘシ

様式第一四號ノ二

(半紙全罫紙)

第何回被疑者訊問調書

被疑者

何々被疑事件ニ付昭和 年 月 日某署(所)ニ於テ司法警察官(司法警察官ノ職

務ヲ行フ)某ハ司法警察吏(司法警察吏ノ職務ヲ行フ)某立會ノ上前回ニ引續キ右被疑者ニ

對シ訊問スルコト左ノ如シ

一問 何々

答 何々

以下様式第一四號ノ一ニ準ス


様式第一五號 捜索調書 (半紙全罫紙)

捜索調書

被疑者(被告人)某何々事件ニ付昭和 年 月 日某所ニ於テ司法警察官(司法警

察官ノ職務ヲ行フ)某ハ某ノ立會ヲ求メ捜索ヲ爲スコト左ノ如シ

一捜索ノ場所又ハ物

二捜索ノ結果押收スヘキ物ヲ發見セス又ハ別紙押收目錄ノ通發見シタリ

三捜索ノ時

自午 時 分

至午 時 分

昭和 年 月 日某所ニ於テ此ノ調書ヲ作り立會人ト共ニ署名捺印ス

某 署 (所)

司法警察官 (又ハ司法警察官ノ職務ヲ行フ) 官 氏 名 印

立會人 氏 名 印

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(又ハ司法警察官ノ職務ヲ行フ) 官 氏 名 印

(又ハ司法警察官ノ職務ヲ行フ) 官 氏 名 印

立會人氏 名 印

(注意) 判事ノ命令狀又ハ檢事ノ指揮ニ因リ此ノ處分ヲ爲ストキハ冒頭ニ其ノ命令又ハ指揮ニ因ル旨ヲ表示スヘシ

(半紙全野紙)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

押 收 調 書

被疑者(被告人)某何々事件ニ付昭和 年 月 日某所ニ於テ司法警察官(司法警察官ノ職務ヲ行フ)某ハ某ノ立會ヲ求メ押收ヲ爲スコト左ノ如シ

一 押收物ノ品目

二 押收ノ時 午 時 分

昭和 年 月 日某所ニ於テ此ノ調書ヲ作り立會人ト共ニ署名捺印ス

某 署 (所)

司法警察官 官 氏 名 印

(又ハ司法警察官ノ職務ヲ行フ) 官 氏 名 印

立會人氏 名 印




司法警察官 (又ハ司法警察官ノ職務ヲ行フ) 官名印  
 立會人氏 名印

番	號	品	目	員	數	差	居	所	備	考

樣式第一八號

(半紙全紙)

押收目錄

差出人姓名 住居者姓名 備考

Table with 5 columns and 5 rows, mostly blank.

様式第一九號

檢 證 調 書

(半紙全罫紙)

Form with multiple sections for recording investigation details, including dates, locations, and descriptions of the scene and evidence.

メタリ

一何處ニ於テ何品ヲ發見(何某ニ於テ加害者ノ遺留品ト思料スヘキ何品ヲ發見提出)シタルヲ以テ之ヲ押收シタリ

一現場ノ位置及附近ノ模様ハ別紙圖面ノ(寫眞)ノ如シ(圖面ニハ必ス方位ヲ示スヘシ)

一現場ニ於テ被疑者被害者及關係人ヲ訊問ノタルニ其ノ供述ハ別紙調書ノ如シ

一此ノ檢證ハ前同日午後何時ニ始メ何時ニ終ル

昭和 年 月 日何地ニ於テ此ノ調書ヲ作り立會人ト共ニ署名捺印ス

官 署 名

司法警察官(又ハ司法警察官ノ職務ヲ行フ)

官 氏

名 印

立會人氏

名 印

(注意)

一、本調書ニ圖面ヲ添附シタルトキハ之ト調書トニ契印スヘシ  
一、變死者ノ檢視處分ニ引續キ檢證ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ冒頭ニ何々變死者ノ檢視處分ニ引續キ檢證スル旨ヲ表示スヘシ

様式第二〇號ノ一

(半紙全野紙)

證人訊問調書

證人

某何々被疑事件ニ付昭和 年 月 日某署(所)ニ於テ司法警察官(司法警察官ノ

職務ヲ行フ)某ハ司法警察吏(司法警察吏ノ職務ヲ行フ)某立合ノ上右證人ニ對シ訊問スル

コト左ノ如シ

一問 氏名、年齢、職業及住居ハ如何

答 氏名ハ

年齢ハ

職業ハ

住居ハ

(刑事訴訟法第二百一條ノ規定ニ該當スルモノナリヤ否ヲ取調ヘ其ノ關係ヲ記載スヘシ)







證人訊問調書(囑託)

證人

昭和 年 月 日某署(所)ニ於テ司法警察官(司法警察官ノ職務ヲ行フ)某ハ司法警察吏(司法警察吏ノ職務ヲ行フ)某立會ノ上某署(所)司法警察官(司法警察官ノ職務ヲ行フ)某ノ囑託ニ依リ被疑者某何々事件ニ付右證人ニ對シ訊問スルコト左ノ如シ

一問 氏名、年齢、職業及住居ハ如何

答 氏名ハ

年齢ハ

職業ハ

住居ハ

(刑事訴訟法第二百一條ノ規定ニ該當スルモノナリヤ否ヲ取調ヘ其ノ關係ヲ記載スヘシ)

二問 何々

(半紙全罫紙)

答 何々

以下様式第一四號ノ一ニ準ス

鑑定人訊問調書

鑑定人

被疑者某何々事件ニ付昭和 年 月 日某署(所)ニ於テ司法警察官(司法警察官ノ職務ヲ行フ)某ハ司法警察吏(司法警察吏ノ職務ヲ行フ)某立會ノ上右鑑定人ニ對シ訊問スルコト左ノ如シ

一問 氏名、年齢、職業及住居ハ如何

答 氏名ハ

年齢ハ

職業ハ

住居ハ

(刑事訴訟法第二百二十八條第二百一條ノ規定ニ該當スルモノナリヤ否ヲ取調ヘ其ノ關係

ヲ記載スヘシ)

二問 何々

答 何々

以下様式第一四號ノ一ニ準ス

<p>二問 何々</p> <p>答 何々</p> <p>以下様式第一四號ノ一ニ準ス</p>	<p>訊問(シ)</p> <p>答(答)</p> <p>三 合ム</p> <p>七 田入ハ對照人マ</p> <p>七 前某前入イハ</p> <p>一 對照者ニテハ</p> <p>(注意)</p>
---	---

様式第二三號

二寸五分

第(檢)年		
號	第	被疑者
差出人	號	

分三寸一

(注意)

- 一 被疑者數名アルトキハ何某外何人トスルモ妨ナシ
- 二 差出人ハ被差押人ヲモ含ム
- 三 棒、罫、不動文字トモ赤色トス
- 四 紙質ハ強靱ナルモノヲ用フヘシ

様式第二三號

請書

(半紙半截)

右(假ニ)御還付相成正ニ領收候也

但御用ノ節ハ何時ニテモ提出可致候(假還付ノトキハ此ノ記載ヲ要ス)

昭和 年 月 日

某

所

氏

名印

(又ハ司法警察官ノ職務ヲ行フ) 官 某 殿

(面 表)

<p>本籍 住居 職業 (綽名等アラハ此處ニ記入ス)</p> <p>罪名 氏名</p> <p>刑名刑期</p> <p>右ノ者頭書ノ通昭和 年 月 日</p> <p>執行ノ爲逮捕スヘキモノ也</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>印</p> <p>某署 司法警察官官氏 名印</p> <p>某裁判所檢察事某ノ命令ニ依リ本逮捕狀ヲ發ス</p>		<p>執行シタル場所</p> <p>執行シタル日時</p> <p>執行スルコト能ハサルトキハ其ノ事由</p> <p>右ノ通取扱候也</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>官署名 司法警察吏職氏 名印</p>	<p>執行シタル場所</p> <p>執行シタル日時</p> <p>昭和 年 月 日 午時</p>	<p>時効昭和 年 月 日</p>
---	--	---	--	-------------------

様式第二五號

(半紙全紙)

様式第二四號

<p>住居 職業 氏名</p> <p>何々被(告)事件ニ付某所ニ勾引ス</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>印</p> <p>某署 司法警察官氏 名印</p> <p>某裁判所檢察事某ノ命令(又ハ判事某ノ囑託)ニ依リ本勾引狀ヲ發ス</p>		<p>執行シタル場所</p> <p>執行シタル日時</p> <p>昭和 年 月 日 午時</p>	<p>執行スルコト能ハサルトキハ其事由</p> <p>右ノ通取扱候也</p> <p>年 月 日</p> <p>官署名 司法警察吏職氏 名印</p>	<p>送致日時</p> <p>命官署 昭和 年 月 日 午時</p>	<p>引致日時</p> <p>受命官署 昭和 年 月 日 午時</p>
---	--	--	---	--	---

(半紙半截)



(面 裏)

	考 備
昭和 年 月 日	右及送致候也
某 署(所)	
(又ハ司法警察官ノ職務ヲ行フ)官 官氏	
某裁判所検事某 殿	
名印	

様式第二七號

								送 致 書	文 書 ノ 標 目
								意 見 書	
								被 疑 者 某 聽 取 書	
								證 人 某 訊 問 調 書	
									丁 數
									一
									備 考

(半紙全紙)


様式第二八號

(半紙全罫紙)

意見書

本籍 住居 職業

位、勳、兵役 氏名

年齢

第一	前科の有無(起訴猶豫、微罪處分ヲモ之ヲ準ス)
第二	犯罪發覺ノ原因
第三	犯罪ノ動機
第四	犯罪事實(數罪アルトキハ項ヲ分テ記載スヘシ)
第五	證據
第六	法律ノ適用
第七	犯罪ノ情狀(處罰ノ要否及量刑ノ資料ト爲ルヘキ犯情ヲ記載スヘシ)



考 備	旨要果結分處	號	番事 號件
		昭和 年 月 日	年送 月 日致 件
	昭和 年 月 日		名
	裁判所 檢事局		被 疑 者 氏 名

様式第二九號

(半紙半截)

某署(所)

昭和 年 月 日	
印	某署(所)
(又ハ司法警察官ノ職務ヲ行フ) 官 氏 名 印	
第一 高橋、清雄、強盗、殺人、共犯、(主犯)	
第二 藤田、隆雄、強盗、殺人、共犯、(主犯)	
第三 佐藤、隆雄、強盗、殺人、共犯、(主犯)	
第四 佐藤、隆雄、強盗、殺人、共犯、(主犯)	
第五 佐藤、隆雄、強盗、殺人、共犯、(主犯)	
第六 佐藤、隆雄、強盗、殺人、共犯、(主犯)	
第七 佐藤、隆雄、強盗、殺人、共犯、(主犯)	
第八 佐藤、隆雄、強盗、殺人、共犯、(主犯)	
第九 佐藤、隆雄、強盗、殺人、共犯、(主犯)	
第十 佐藤、隆雄、強盗、殺人、共犯、(主犯)	

(面 表)

教 育	心 身 狀 況	境 遇	性 行	經 歷	通 稱 綽 名 又 ハ 藝 名	年 氏 住 居 職 業 名	住 居 職 業
素行調査書ノ記載例ニ準ス (學校所在地並學校名) ヲモ記載スルコト	遺傳關係、身體發育ノ狀況、精神發育ノ狀況、心身ノ特質、病歴等詳記スル コト	本人ノ環境一切ヲ詳記スルコト	同上	素行調査書ノ記載例ニ同シ			

様式第三一號

身上調査書

(半紙全紙)

書告報分處罪微

理 處 及 分 由	概 事 犯 要 實 罪	處 分 月 日	犯 罪 月 日	罪 名	處 分 番 號 第 號	送 發 第 號
					昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日
備 考	證 據 物 件 及 處 分	處 分 通 知 先 及 月 日	前 科 其 他	教 育 程 度	年 氏 職 住 本 居 籍 名 業 居 籍	日

様式第三〇號

(半紙半紙)

某署(所)

概要	見ノ	及意	事實	犯罪	年氏職族住本者被	受受理	進行	署長	主任	
							番號			者印
					年 月 日	昭和 年 月 日	第 號	件名	署長	主任
					氏名	發覺	原因	署長	主任	者印
					住居	非現	現行			

様式第三二號

(美濃紙全紙)

(面 裏)

保護者	其ノ他參考トナルヘキ事項	右調査ス	昭和印	年 月 日	某日	司署(所)	警察官	官氏	名印
保護者	學校長、寺院、保護團體其ノ他適當ナル保護者ノ有無								
家庭ノ事情並其ノ生活狀態	父兄其ノ他親族間ニ於ケル保護者ノ有無其ノ氏名、年齢、職業、性及生活ノ狀態、家庭ノ事情若以上ノ保護者ナキトキハ「ナシ」ト記ス								
犯罪後改悛ノ有無	同								
徑路並犯罪ノ動機	同上								

(注意) 本調査書ハ二葉ト爲スヲ妨ケス、各事項ニ付特ニ調査ニ從事シタルモノアルトキハ其ノ職員氏名ヲ附記スヘシ

局終 其他	時效 檢舉	物證 件據	年犯 月日 罪	件名	原發 因覺	月受 日理	番進 號行
否行證檢		况概害被		法方及所場罪犯			
考備者		害被者		疑被者			

樣式第三三號

(美濃全紙)

備考	物 件	證 據	記一 錄件	結完	查搜	素行調			前科調	原籍調
				報不 送致 告致	送送 付致	昭 和 年 年	昭 和 年 年	昭 和 年 年	昭 和 年 年	昭 和 年 年
			種 類	昭 和 年 年	昭 和 年 年	昭 和 年 年	昭 和 年 年	昭 和 年 年	昭 和 年 年	昭 和 年 年
			個 數	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月
			種 類	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日
			個 數	裁 判 所 檢 事 へ	裁 判 所 檢 事 へ	裁 判 所 檢 事 局 へ 照 會	裁 判 所 檢 事 局 へ 照 會	署 へ 照 會	巡 査 へ 取 調 ヲ 命 ス	役 場 へ 照 會
果 結 分 處				額見發及額害被						
判 判 決	公 略 式	免 豫 審	處 檢 分 事	應 處 名 分	計	其 他	衣 類	穀 類	貨 幣	被 害 額 個 數 價 額 發 見 額 個 數 價 額
昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	裁 判 所						

様式第三四號						
關係簿冊番號	差押又ハ領置年月日	品目	員數	犯罪時及年月日	效力處分要旨	
					所有者又ハ差出人氏名	備考

(美濃紙全紙)

過 經 ノ 查 搜

(注意)

本簿ハ職務規範第三十一條及細則第十條ニ依リ報告シタル事件其他重要事件ニシテ發覺後三十日以内ニ被疑者分明ナラサル事件ヲ登録シ捜査ノ經過ヲ明カニスルモノトス



第 號		第 號	
考 備	刑ノ執行ヲ 停止シタル 檢事局	考 備	刑ノ執行ヲ 停止シタル 檢事局
	同ノ上 通知ノ日		同ノ上 通知ノ日
	罪名		罪名
	刑期名		刑期名
	執行ノ行 止ノ故		執行ノ行 止ノ故
	同ノ上ノ 事タミタ ルノ日		同ノ上ノ 事タミタ ルノ日
	住		住
	居		居
	氏名		氏名
	年齢		年齢

様式第三六號

(美濃紙全紙)

第 號		第 號	
故 事	執行猶豫ヲ 言渡シタル 裁判所	故 事	執行猶豫ヲ 言渡シタル 裁判所
	罪名		罪名
	刑期		刑期
	猶豫 期間		猶豫 期間
	裁判所ヨリ 通知ヲ受ケ タル年月日		裁判所ヨリ 通知ヲ受ケ タル年月日
	住		住
	居		居
	氏		氏
	名		名
	年齢		年齢

況狀ノ活生	否ノ行 良狀	期假		刑刑		罪名	年 月 日	年 月 日	職ノ種	親ノ族	親ノ否	訓示ノ命	令事ノ項	並月日	年										
		出	獄	期	名											至	自	至	自	身	氏	居	分	名	年
		年	月	日	至	自	昭和	昭和																	

様式第三七號

(美濃紙全紙)

第 號		第 號	
考 備	檢事局 停止シタル	考 備	檢事局 停止シタル
	年通同 月知ノ上		年通同 月知ノ上
	罪名		罪名
	刑期名		刑期名
	事停止ノ行		事停止ノ行
	ルノ同 年止上 月ミ事 日タ故		ルノ同 年止上 月ミ事 日タ故
	住		住
	居		居
	氏名 年齢		氏名 年齢







# 司法警察職務規範目次

## 司法警察職務規範

第一章	總	則	一三三
第二章	搜查機關		一三五
第三章	搜查ノ端緒		一三八
第四章	搜查ノ實行		一三三
第一節	通	則	一三三
第二節	通常搜查		一三六
第三節	強制搜查		一三九
第五章	令狀ノ執行		一四六
第六章	搜查事件ノ處理		一四八

第七章 少年ニ關スル特別則……………一五〇

第八章 外國人ニ關スル特別則……………一五〇

第一章 總則……………一五〇

第二章 職務……………一五〇

第三章 懲罰……………一五〇

第四章 懲戒……………一五〇

第五章 懲罰……………一五〇

第六章 懲罰……………一五〇

第七章 懲罰……………一五〇

第八章 懲罰……………一五〇

第九章 懲罰……………一五〇

第十章 懲罰……………一五〇

# 司法警察職務規範

## 第一章 總則

- 第一條 司法警察ノ職ニ在ル者犯罪ノ搜查其ノ他ノ職務ヲ行フニハ法令ノ定ムル所ヲ恪守スルノ外本規範ニ遵由スヘシ
- 第二條 司法警察ノ職務ヲ行フニハ法令ノ字句ニ拘泥スルコトナク克ク其ノ精神ニ適合セムコトヲ期スヘシ
- 第三條 司法警察ノ職ニ在ル者ハ外議ニ動カサレス私情ニ泥マス專ラ公明正大ヲ旨トシ非違ヲ匡正スルノ任務ヲ全ウセムコトヲ期スヘシ
- 第四條 司法警察ノ職ニ在ル者ハ居常言行ヲ慎ミ廉潔公正世人ノ疑惑ヲ招カサルコトニ注意スヘシ
- 第五條 司法警察ノ職ニ在ル者ハ平素社會ノ變遷人心ノ趨向ニ留意シ犯罪ニ關スル諸般ノ現象ヲ攷究シ其ノ職責ヲ盡スニ遺憾ナキコトヲ期スヘシ
- 第六條 司法警察ノ職務ヲ行フニハ敏活ニシテ機宜ヲ失ハス周密ニシテ遺漏ナキコトヲ期スヘシ

- 第七條 司法警察ノ職務ヲ行フニハ冷靜ニシテ感情ニ走ラス常ニ中正穩健ヲ旨トスヘシ
- 第八條 司法警察ノ職務ヲ行フニハ道義ヲ尊ヒ人情ヲ重シ淳風良俗ヲ害セサルコトニ注意スヘシ
- 第九條 司法警察ノ職務ヲ行フニハ祕密ヲ嚴守シテ捜査ノ障礙ト犯行ノ傳播トヲ防止シ且被疑者其ノ他ノ者ノ名譽ヲ毀損セサルコトニ注意スヘシ
- 第十條 司法警察ノ職ニ在ル者ハ互ニ連絡協調ヲ保チ共同一致ノ精神ヲ以テ事ニ從フヘシ
- 第十一條 司法警察ノ職務ハ必要アル場合ニ於テハ執務時間ノ内外ヲ問ハス夜間又ハ休日ト雖之ヲ行フヘキモノトス
- 第十二條 司法警察ノ職ニ在ル者他ノ司法警察ノ職ニ在ル者ヨリ其ノ管轄區域内ニ於テ取扱フヘキ事項ニ付共助ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ニ應シ遲滞ナク處理スヘシ
- 第十三條 司法警察ノ職務ハ共助ニ依リ事實發見ノ目的ヲ達スルニ不便ナルトキニ限り管轄區域外ニ於テ之ヲ行フコトヲ得
- 第十四條 書類ヲ作成スルニハ文飾ヲ用キス簡明平易ヲ旨トシ眞實ヲ失ハサルコトニ注意スヘシ
- 第十五條 書類ヲ作成スルニハ法律ニ定メタルモノニ非スト雖年月日ヲ記載シテ署名捺印シ每葉ニ契印シ其ノ所屬ノ官署ヲ表示スヘシ

- 文字ハ之ヲ改竄スヘカラス挿入削除又ハ欄外ノ記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印シ其ノ字數ヲ記載スヘシ但シ削除シタル部分ハ之ヲ讀得ヘキ爲其ノ字體ヲ存スヘシ
- 第十六條 被疑者其ノ他ノ關係者ノ陳述ヲ錄取シタルトキハ法律ニ定メタル書類ニ非スト雖之ヲ陳述者ニ讀聞カセ又ハ閱覽セシメ其ノ記載ノ相違ナキカ否ヲ問フヘシ陳述者増減變更ヲ申立テタルトキハ其ノ趣旨ヲ記載スヘシ
- 書類ニハ陳述者ヲシテ任意ニ署名捺印セシムヘシ陳述者署名スルコト能ハサルトキハ花押又ハ拇印セシムヘシ
- 第十七條 司法警察ノ職ニ在ル者被疑者又ハ被害者ト親族其ノ他ノ關係ニ因リ他ノ疑惑ヲ招クヘキ虞アルトキハ回避スヘシ
- 第十八條 司法警察ノ職ニ在ル者其ノ職務ヲ行フニ當リ被疑者其ノ他ノ關係者ノ求アルトキハ官氏名ヲ表示シタル證票ヲ示スヘシ但シ警察官、憲兵ノ將校准士官下士、巡查及憲兵卒服ヲ着用スル場合ニ放テハ官氏名ヲ告クルヲ以テ足ル

## 第二章 搜查機關

第十九條 司法警察ノ職ニ在ル者ハ檢事ノ指揮命令ニ從ヒ捜査ノ事ニ膺ルヘシ

第二十條 警視總監、地方長官(東京府知事ヲ除ク)及憲兵司令官ノ捜査ノ權ハ異常ノ場合ニ於テ之ヲ行フヲ例トス此ノ場合ニ於テモ成ルヘク其ノ處分ヲ檢事ニ讓ルヘシ

第二十一條 司法警察官ノ職務ヲ行フ者ハ其ノ職務ノ範圍ニ屬スル被疑事件ニシテ犯罪ノ性質、場所ノ關係又ハ其ノ他ノ事情ニ因リ司法警察官其ノ職務ヲ行フニ不便ナル場合ニ於テ捜査ヲ爲スヘキモノトス

前項ノ場合ニ於テハ捜査ニ著手シタル司法警察官ノ職務ヲ行フ者ニ於テ捜査ヲ遂行スヘシ但シ必要アル場合ニ於テハ司法警察官ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第二十二條 司法警察官ノ職務ヲ行フ者其ノ職務ノ範圍ニ屬スル被疑事件ヲ司法警察官ニ先チ覺知シタルトキハ前條ノ場合ニ非スト雖速ニ捜査ニ著手シタル上司法警察官ニ通知スヘシ

前項ノ場合ニ於テ司法警察官ノ職務ヲ行フニ至リタルトキハ之ニ讓リ且必要ナル援助ヲ爲スヘシ

第二十三條 司法警察官司法警察官ノ職務ヲ行フ者ニ先チ其ノ職務ノ範圍ニ屬スル被疑事件ヲ覺知シ第二十一條ノ場合ニ該當スルトキハ急速ヲ要スル處分ヲ爲シタル上速ニ司法警察官ノ職務ヲ行フ者ニ其ノ旨ヲ通知シテ捜査ヲ委ネ且必要ナル援助ヲ爲スヘシ

第二十四條 司法警察官吏ノ職務ヲ行フ者捜査ニ着手スルニ當リテハ其ノ事件職務ノ範圍ニ屬スルヤ否ニ付慎重ナル注意ヲ爲スヘシ

第二十五條 通告處分ヲ認メタル犯罪事件ニ付テハ當該官吏ノ告發アル迄ハ司法警察官吏ハ其ノ捜査ヲ當該官吏ニ一任スヘシ但シ當該官吏ノ求アルトキハ必要ナル援助ヲ爲スヘシ

司法警察ノ職ニ在ル者前項ノ犯罪事件アリト思料スルトキハ急速ヲ要スル處分ヲ爲シタル上速ニ當該官吏ニ通知スヘシ

第二十六條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ハ司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ對シ通常捜査ニ限リ豫メ範圍又ハ條件ヲ定メテ之ヲ爲スヘキコトヲ命令スルコトヲ得

第二十七條 司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者犯罪アリト思料スルトキハ直ニ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ但シ豫メ捜査ノ命令アリタル場合ハ必要ナル捜査ヲ爲シタル上遲滯ナク其ノ旨ヲ報告スヘシ

第二十八條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者捜査其ノ他ノ職務ニ付補助ヲ要スルトキハ警察官ハ巡査ヲ使用シ憲兵ノ將校准士官下士ハ憲兵卒ヲ使用シ勅令ヲ以テ定メタル司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ハ本來ノ職務ノ關係ニ於テ下僚タルヘキ司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ヲ使用スル

ヲ例トス但シ他ノ司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ヲ使用スルノ必要アルトキハ檢事ノ指揮ヲ請フヘシ

第二十九條 司法警察ノ職ニ在ル者管轄區域外ニ於テ捜査其ノ他ノ職務ヲ行フ場合ニ於テハ成ルヘク其ノ地ノ司法警察ノ職ニ在ル者ニ通知シ扞格齟齬ナキコトヲ期スヘシ

### 第三章 捜査ノ端緒

第三十條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者捜査ニ著手スルニハ現行犯、告訴、告發、自首其ノ他犯罪アリト思料スルニ至リタル原由ノ如何ニ拘ラサルモノトス  
新聞紙其ノ他ノ出版物ノ記事、匿名ノ申告又ハ風説ト雖犯罪ニ關係アルモノハ之ヲ看過スルコトナク相當ノ根據アルコトヲ認メタルトキハ捜査ニ著手スヘシ

第三十一條 司法警察官及其ノ職務ヲ行フ者左ニ掲クル犯罪アリト思料スルトキハ速ニ之ヲ檢事ニ報告スヘシ

- 一 刑法第二編第一章乃至第四章及第八章ノ罪
- 二 死刑又ハ無期刑ニ該ル罪

- 三 軍機ニ關スル重大ナル罪
- 四 高等官、同待遇者、有爵者、從四位、勳三等及功三級以上ノ者ノ禁錮以上ノ刑ニ該ル罪
- 五 帝國議會、道會、府縣會及市會ノ議員ノ禁錮以上ノ刑ニ該ル罪
- 六 辯護士ノ犯シタル罪
- 七 帝國議會、道會、府縣會及市會ノ議員ノ選舉ニ關スル罪
- 八 勞働爭議及小作爭議ニ關スル重大ナル罪
- 九 治安警察法ニ違反スル重大ナル罪
- 十 新聞紙其ノ他ノ出版物ノ朝憲紊亂、秩序紊亂及風俗壞亂ノ記事ニ關スル罪
- 十一 内外國ノ通貨偽造、變造及模造ニ關スル罪
- 十二 爆發物ニ關スル重大ナル罪
- 十三 公務員ノ職務ニ關スル重大ナル罪
- 十四 法人ノ役員ノ職務ニ關スル重大ナル罪
- 十五 無政府主義者、共產主義者其ノ他社會主義者ノ其ノ主義ニ關スル罪
- 十六 各地方ニ連絡アル重大ナル罪

十七 外國人ノ犯シタル罪及外國人ニ對シ犯シタル重大ナル罪  
 十八 公衆ノ耳目ヲ惹ク罪  
 十九 檢事ヨリ特ニ報告ヲ命シタル罪  
 前項ニ掲クル犯罪ニ付告訴又ハ告發アリタルトキハ犯罪アリト思料スルト否ニ拘ラス速ニ檢事ニ報告スヘシ

第三十二條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ告訴又ハ告發アリタルトキハ犯罪地被疑者ノ住所其ノ他管轄ヲ定ムヘキ原由所轄區域内ニ存セサル場合ト雖之ヲ受理スヘシ  
 前項ノ場合ニ於テハ急速ヲ要スル處分ヲ爲シタル上遲滯ナク之ニ關スル書類及證據物ヲ檢事ニ差出スヘシ

第三十三條 司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ對シ告訴、告發其ノ他犯罪ノ申告ニ關スル書面ヲ差出シタルトキハ之ヲ受ケ速ニ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ送付スヘシ

第三十四條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ對シ犯罪ニ關スル申告アリタル場合ニ於テハ其ノ名稱ノ如何ヲ問ハス之ヲ受理シ實ニ從テ處理スヘシ  
 第三十五條 委任ニ因ル代理人ノ告訴ニ係ルトキハ委任狀ヲ差出サシムヘシ告訴ノ取消ニ付亦同シ

本人又ハ委任ニ因ル代理人ニ非サル者ノ告訴ニ係ルトキハ其ノ資格ヲ證スル書面ヲ差出サシムヘシ

姦通ノ罪ノ告訴ニ付テハ婚姻ノ解消又ハ離婚ノ訴ノ提起ヲ證スル書面ヲ差出サシムヘシ

第三十六條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者告訴又ハ告發ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ要件ニ欠缺アルトキハ成ルヘク之ヲ補正セシムヘシ

第三十七條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者告訴又告發ヲ受ケタル場合ニ於テハ成ルヘク犯罪ノ性質、方法、日時、場所、被疑者又ハ關係者ノ住居、氏名其ノ他參考ト爲ルヘキ事實ヲ申立テシメ之ヲ明ニスヘシ

第三十八條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者告訴狀又ハ告發狀ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ趣旨不明ナルトキ又ハ本人ノ意思ニ適合セサルヘシト思料スルトキハ之カ取調ヲ爲シタル上本人ヲシテ補正ノ爲書面ヲ差出サシメ若ハ其ノ調書ヲ作ルヘシ

第三十九條 犯人ヲ指名シタル告訴又ハ告發ニ付テハ誣罔ニ出ツルナキカ否及過實ノ申立ナキカ否ニ付特ニ注意スヘシ

第四十條 犯罪ニ關スル申告ヲ爲シタル者申告ヲ爲シタルカ爲後難ヲ畏ルルノ情况アルトキハ必要



アル場合ノ外被疑者其ノ他ノ關係者ニ申告者ノ氏名ヲ告タルコトヲ避クヘシ  
 第四十一條 告訴又ハ告發ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク必要ナル捜査ヲ爲シタル上直ニ之ニ關スル書類及證據物ヲ檢事ニ送付シ指揮ヲ請フヘシ但シ書類及證據物ヲ送付シタル後ニ於テ急速ヲ要スル事項ヲ生シタルトキハ檢事ノ指揮ナシト雖之カ處分ヲ爲スヘシ

第四十二條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者告訴又ハ告發ニ付増減變更ノ申立ヲ受ケタルトキハ本人ヲシテ其ノ趣旨ヲ記載シタル書面ヲ差出サシメ又ハ其ノ調書ヲ作ルヘシ  
 前項ノ書面又ハ調書ハ之ヲ檢事ニ送付スヘシ

第四十三條 告訴狀又ハ告發狀ハ告訴又ハ告發ノ取消其ノ他何等ノ事由アルモ之ヲ返付スヘカス

第四十四條 告訴又ハ告發ノ取消ハ當該告訴又ハ告發ヲ受ケタルニ非サル司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ於テモ之ヲ受理スヘシ

告訴又ハ告發ノ取消ヲ受ケタルトキハ速ニ之ニ關スル書類ヲ檢事ニ差出スヘシ

第四十五條 第三十一條第二項、第三十二條、第三十六條乃至第三十八條及第四十一條乃至第四十三條ノ規定ハ自首ニ付之ヲ準用ス

第四十六條 自首ハ他人ヲシテ其ノ罪ヲ免レシムル爲自ラ誣ヒ又ハ重キ罪ヲ避クルノ目的ヲ以テ故

ラニ輕キ罪ヲ首出スル等ノ場合ナシトセサル以テ其ノ虛實ニ注意スヘシ

第四十七條 司法警察ノ職ニ在ル者變死者又ハ變死ノ疑アル死體ヲ發見シタルトキハ速ニ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ

前項ノ場合ニ於テ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ハ檢事ノ指揮ナシト雖急速ヲ要スル捜査ヲ爲スヘシ但シ必要アル場合ノ外原狀ヲ變更セサルコトニ注意スヘシ

司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者檢事ノ命令ニ因リ檢視又ハ檢證ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ結果ヲ報告スヘシ但シ檢事ヨリ豫メ檢視ト共ニ檢證ノ命アリタルトキハ檢證ヲ爲シタル上報告ヲ爲スヘシ

陸海軍ノ檢察官、陸軍司法警察官又ハ海軍司法警察官ノ囑託ニ因リ檢視ヲ爲シタル場合ニ於テ通常裁判所ノ管轄ニ屬スル犯罪アリト思料スルトキハ速ニ檢事ニ報告スヘシ

## 第四章 捜査ノ實行

第一節 通 則

第四十八條 司法警察ノ職ニ在ル者ハ公訴ノ起否及遂行ノ資料ヲ蒐集保全シ竝犯人ノ所在ヲ緝捕スルコトヲ防クヲ目的トシテ捜査ノ事ニ膺ルヘシ

第四十九條 司法警察ノ職ニ在ル者ハ平素犯罪ノ趨勢、犯罪ノ手段及罪證湮滅ノ方法其ノ捜査ノ參考ト爲ルヘキ資料ヲ調査シ事案アルニ當リ措置ヲ誤ルコトナキヲ期スヘシ

第五十條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者犯罪アリト思料スルトキハ檢事ヨリ別段ノ命令アリタル場合ノ外直ニ捜査ニ著手スヘキモノトス但シ告訴、告發又ハ自首ニ係ル事件ニ付テハ第四十一條ノ規定ニ依ルヘシ

第五十一條 捜査ヲ爲スニハ巨惡ヲ逸セサルコトニ努メ苛察ニ涉ラサルコトヲ旨トスヘシ

第五十二條 捜査ニ付テハ其ノ目的ヲ達スル爲必要ナル限度ニ於テ諸般ノ取調ヲ爲スヘシ但シ法律ニ特ニ定メタル場合ノ外強制ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第五十三條 捜査ハ穩健妥當ナル方法ニ依リ之ヲ行ヒ且被疑者其ノ他ノ關係者ノ煩累ヲ少カラシムルコトニ注意スヘシ

被疑者其ノ他ノ關係者ノ取調ハ成ルヘク夜間ニ於テハ之ヲ行フコトヲ避クヘシ

第五十四條 捜査ニ付テハ濫ニ被疑者其ノ他ノ關係者ノ隱微ヲ評クコトナキヲ要ス

第五十五條 捜査ヲ爲スニ當リテハ濫ニ人心ヲ動搖セシメサルコトニ注意スヘシ

第五十六條 被疑者其ノ他ノ關係者ヲ取調フルニハ濫ニ法律ノ成語其ノ他難解ノ語ヲ用キス電メテ平易簡明ヲ旨トシ容易ニ問ノ趣旨ヲ理解セシムルコトニ注意スヘシ

第五十七條 被疑者其ノ他ノ關係者ヲ取調フルニハ穩和ヲ旨トシ其ノ年齢、境遇、性格、男女ノ別等ヲ斟酌シテ適當ノ取扱ヲ爲シ其ノ言ハムト欲スル所ヲ盡サシムルコトニ注意スヘシ

第五十八條 捜査ヲ爲スニ當リテハ被疑者ニ付左ノ事項ヲ明ニスヘシ

- 一 氏名、年齢、職業、本籍、住居及出生地
- 二 性格、經歷、境遇及素行
- 三 犯罪ノ原因、性質、方法、情狀、日時、場所、被害ノ狀況及犯罪後ノ狀況
- 四 前科ノ有無若ハ前科アルトキハ其ノ罪名、刑期、金額、裁判ヲ爲シタル廳名及其ノ年月日
- 五 爵、位、勳、功、褒章、記章、恩給、年金ノ有無若之ヲ有スルトキハ其ノ種類等級
- 六 兵役ノ關係

第五十九條 捜査ヲ爲スニ當リテハ豫斷ヲ避ケ被疑者ノ利益ト爲ルヘキ事情ヲモ明ニセムコトヲ努ムヘシ

第六十條 被疑者犯罪事實ヲ自白シタルトキト雖之ニ適應スル證據ノ有無ヲ取調フルコトニ注意スヘシ

第六十一條 共犯者ハ成ルヘク各別ニ之ヲ取調ヘ其ノ通謀ヲ防キ且附和雷同シテ陳述スルノ弊ナカラシムルコトニ注意スヘシ

第六十二條 證據書類又ハ證據物ハ成ルヘク被疑者ニ示シテ辯解ヲ爲サシムヘシ但シ其ノ時期ヲ誤ラサルコトニ注意スヘシ

第六十三條 捜査中ノ事件ニ付新聞記事ノ掲載ヲ差止ムル必要アリト思料スルトキハ速ニ其ノ事情ヲ具シ檢事ニ申報スヘシ

#### 第二節 通常 捜査

第六十四條 捜査上必要アルトキハ被疑者其ノ他ノ關係者ニ任意ノ出頭ヲ求め又ハ其ノ所在ニ就キ若ハ承諾ヲ得テ犯所其ノ他ノ場所ニ同行シ其ノ陳述ヲ聽クコトヲ得

第六十五條 被疑者其ノ他ノ關係者ノ陳述ヲ聽キタルトキハ自ラ之ヲ錄取スヘシ

事實簡單ナルカ又ハ特別ノ事情アルトキハ聽取書ヲ作ラシテ任意書面ヲ差出サシムルコトヲ得

第六十六條 被疑者其ノ他ノ者ノ遺留シタル物又ハ所有者、所持者若ハ保管者ニ於テ任意ニ提出シタル物ハ之ヲ領置スルコトヲ得被疑事件ノ證據ト爲ルヘキ物ハ所有者、所持者又ハ保管者ノ承諾ヲ得テ之ヲ領置スルコトヲ得證據ト爲ルコトアルヘシト思料スル物ニ付亦同シ

質屋取締法第十六條又ハ古物商取締法第十七條ニ依リ徵收シタル物ニシテ證據トシテ留置スルノ必要アリト思量スルモノハ同條ニ依ル還付處分前領置ヲ爲スヘシ

第六十七條 領置ヲ爲シタルトキハ件名、番號、品目、數量、被領置者ノ氏名、住居及領置年月日ヲ記載シタル領置書ヲ作り且領置物ニ件名、番號及被領置者ノ氏名ヲ表示スヘシ  
領置物ニ付所有者、所持者、保管者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ請求アリタルトキハ受領書ヲ交付スヘシ

第六十八條 領置物ニ付テハ保存ニ注意シ盜難、紛失、滅失、毀棄、損壞、變質等ヲ防ク爲相當ノ處置ヲ爲スヘシ

領置物ノ狀態ニシテ證據ト爲ルヘキ場合ニ於テハ其ノ狀態ヲ保全スルコトニ注意スヘシ

第六十九條 領置物ハ證據物又ハ沒收スヘキ物ニ非サルコト其ノ他留置ノ必要ナキコト明ナルニ至

リタルトキハ差出人ニ還付スヘシ  
前項ノ場合ニ於テ贓物ニ係ルトキハ差出人ノ承諾ヲ得テ被害者ニ還付スヘシ差出人承諾セサルト  
キハ検事ノ指揮ヲ請フヘシ

領置物ハ所持者、保管者又ハ差出人ノ請求アルトキハ一時留置ヲ解クモ捜査ニ妨ナキ場合ニ限り  
假ニ之ヲ請求者ニ還付スルコトヲ得差出人ニ非サル者ノ請求ニ依リ假還付ヲ爲スニハ前項ノ手續  
ニ依ルヘシ前二項ノ場合ニ於テ差出人ノ承諾ヲ得タルトキハ承諾書ヲ差出サシムヘシ  
領置物ヲ還付シ又ハ假還付ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ領置書ニ記載シ且受書ヲ徴スヘシ

第七十條 犯所其ノ他ノ場所ニ就キ實況ヲ明ニスルノ必要アルトキハ其ノ場所ノ所有者、保管者又  
ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾ヲ得テ見分ヲ爲スコトヲ得

實況見分ニ着手シタル後検事ノ見分又ハ臨檢ヲ必要ト思料スルトキハ速ニ其ノ旨ヲ検事ニ報告シ  
自ラ見分ヲ結了シタルト否ヲ問ハス原狀ヲ保存シ置クヘシ

實況ヲ見分シタルトキハ其ノ狀況ヲ錄取スヘシ但シ引續キ検事見分又ハ臨檢ヲ爲シ検事ニ於テ其  
ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七十一條 鑑定ヲ必要トスルトキハ特別ノ學識經驗アル者ニ之ヲ囑託スルコトヲ得鑑定ヲ囑託ス

ルニハ誠實ニ鑑定ヲ爲シ得ヘキ者ヲ選定スルコトニ注意スヘシ

鑑定ハ官署又ハ公署ニモ之ヲ囑託スルコトヲ得

七十二條 鑑定ニ因リ人ノ權利ヲ害スルニ至ル場合ハ其ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス物ノ原形ヲ變シ  
又ハ數量ヲ著シク減損スルニ非サレハ鑑定ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ検事ノ指揮ヲ請フヘ  
シ但シ腐敗其ノ他ノ原由ニ依リ検事ノ指揮アル迄其ノ物ヲ保存シ難キトキハ此ノ限ニ在ラス

第七十三條 鑑定ヲ爲サシムル場合ニ於テハ成ルヘク鑑定ノ現場ニ立會ヒ捜査ノ參考ト爲ルヘキ事  
實ヲ發見スルコトニ努ムヘシ但シ鑑定ノ手續ニ付干涉スルコトヲ得ス

第七十四條 鑑定ヲ爲サシメタルトキハ鑑定ノ時、場所、手續及結果ヲ記載シタル鑑定書ヲ提出セ  
シムヘシ

鑑定書ニシテ不明又ハ不備ノ點アルトキハ其ノ説明書ヲ提出セシメ鑑定書ニ添附スヘシ

### 第三節 強制捜査

第七十五條 刑事訴訟法第二百二十三條各號ノ場合又ハ現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取りタル場合其  
ノ他法律ニ定メタル場合ノ外捜査ニ付強制ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第七十六條 強制ノ處分ヲ爲サムトスルニハ法律ニ定メタル場合ニ該當スルヤ否ニ付慎重ノ考慮ヲ

爲シ其ノ場合ニ該當スルコトヲ明認シタル上之ヲ爲スヘシ

強制ノ處分ヲ爲スコトヲ得ル場合ニ於テモ特ニ其ノ必要アルトキノ外之ヲ爲スコトヲ避クヘシ

強制ノ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ嚴ニ必要ノ限度ヲ超エサルコトニ注意スヘシ

第七十七條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者捜査ニ付強制ノ處分ヲ爲シタル場合ニ於テハ之ニ關スル書類ハ自ラ之ヲ作ルヘシ

被疑者、證人又ハ鑑定人ノ訊問ニ立會ヒタル司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ハ調書ノ末尾ニ其ノ旨ヲ附記シ署名捺印スヘシ

第七十八條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者捜査ニ付判事ノ強制處分ヲ必要トスル事情アリト思料スルトキハ狀ヲ具シテ檢事ニ申報スヘシ

第七十九條 現行犯人ヲ逮捕スルニハ電メテ穩當ノ方法ヲ用キ苛酷ニ涉ラサルコトニ注意スヘシ  
現行犯人兇器ヲ持シ抗拒スル場合ニ於テ已ムヲ得ス劍銃等ヲ使用スルモ次シテ自衛ノ範圍ヲ踰ユヘカラス

第八十條 常人ニシテ現行犯ヲ逮捕シ之ヲ引渡サムトスルモノアルトキハ成ルヘク其ノ便宜ヲ計リ速ニ之ヲ受取ルヘシ

第八十一條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ヨリ其ノ逮捕シタル現行犯人ヲ受取りタル場合ニ於テハ逮捕ノ事由ヲ聽取り逮捕調書ヲ作成スヘシ但シ逮捕手續書ヲ徵シテ之ニ代フルコトヲ得

司法警察ノ職ニ在ル者常人ヨリ現行犯人ヲ受取りタル場合ニ於テハ逮捕者ノ氏名、住居及逮捕ノ事由ノ要領ヲ記載シタル逮捕顛末書ヲ作成スヘシ

司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者常人ヨリ受取りタル現行犯人ヲ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ引致シタルトキハ速ニ逮捕顛末書ヲ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ差出スヘシ

第八十二條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者現行犯人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取りタル場合ニ於テ其ノ犯罪親告罪ニシテ告訴ナキトキハ速ニ告訴權者ニ就キ告訴ヲ爲スヤ否ヲ確ムヘシ

第八十三條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者刑事訴訟法第二百二十三條各號ノ場合ニ於テ勾引ヲ必要トスル事情アリト思料スルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢事ニ報告スヘシ

檢事ノ命令ニ因リ發スル勾引狀ニハ命令ヲ爲シタル檢事ノ職、氏名及命令ニ因リ之ヲ發スル旨ヲ記載スヘシ

第八十四條 被疑者ニ對スル訊問及被疑者ノ供述ハ即時ニ調書ニ記載スヘシ

第八十五條 證據物又ハ沒收スヘキ物ヲ所持スルノ疑アル場合ト雖湮滅ノ虞アルトキノ外成ルヘク  
 搜索ヲ爲サズ本人ヲシテ之ヲ差出サシムヘシ

第八十六條 押收又ハ搜索ヲ爲スニハ成ルヘク其ノ範圍ヲ廣クセサルコトニ注意スヘシ

第八十七條 軍事上祕密ヲ要スル場所ニ於テ押收、搜索又ハ檢證ヲ爲スノ必要アルトキハ檢事ニ報  
 告シテ指揮ヲ請フヘシ

第八十八條 賭博、富籤又ハ風俗ヲ害スル行爲ニ常用セララルモノト認ムヘキ場所ノ外人ノ住居又  
 ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ於テ物ヲ搜索スルノ必要アリト思料スルトキハ檢事  
 ニ報告シテ指揮ヲ請フシ但シ急迫ノ事情アリテ檢事ノ指揮ヲ待ツノ違ナキトキハ此ノ限ニ在ラス  
 此ノ場合ニ於テハ速ニ搜索ノ結果ヲ檢事ニ報告スヘシ

第八十九條 人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ於テ押收、搜索又ハ檢證ヲ爲  
 スニ當リ住居主若ハ看守者又ハ之ニ代ルヘキ者ノアリタルトキハ搜索ニ妨ナキ限り被疑事件ヲ告  
 クヘシ

第九十條 押收又ハ搜索ハ特別ノ事情アル場合ノ外其ノ處分ヲ受クル者ノ業務ヲ妨ケ信用ヲ損シ其  
 他利益ヲ害スルコト多カルヘキ時刻ニ於テハ之ヲ行フコトヲ避クヘシ人ノ住居又ハ人ノ看守スル

邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ於テ日没前押收又ハ搜索ニ著手シ日没後其ノ處分ヲ繼續スル場合ニ  
 ハ特ニ迅速ニ之ヲ結了スルコトニ注意スヘシ

第九十一條 刑事訴訟法第五百十六條各號ノ場所ニ於テ日出前、日没後押收又ハ搜索ヲ爲ス場合ニ  
 於テモ成ルヘク住居主若ハ看守者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾ヲ求ムヘシ

同條第二號ノ場所ニ於テ公開時間内押收又ハ搜索ニ着手シタルトキハ公開時間外ト雖其ノ處分ヲ  
 繼續スルコトヲ得但シ迅速ニ之ヲ結了スルコトニ注意スヘシ

第九十二條 押收又ハ搜索ヲ爲スニハ穩當ノ方法ヲ用キ濫ニ建造物、器具等ヲ損壞スルコトナキヲ  
 要ス

押收又ハ搜索ヲ爲スニ當リテハ書類其ノ他ノ物ノ紛亂セサルコトニ注意シ且其ノ處分ヲ終ヘタル  
 トキハ成ルヘク原狀ニ復スヘシ

第九十三條 押收又ハ搜索ヲ爲スニ當リ他ノ犯罪ニ關スル顯著ナル證據物ヲ發見シタルトキハ假押  
 收ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ記載シタル報告書ヲ作り假押收ノ調書及押收物ト共ニ檢事ニ送付  
 シ且其ノ犯罪ノ搜查ニ付機宜ヲ失ハサルコトニ注意スヘシ

第九十四條 刑事訴訟法第六十四條第三項ニ依リ廢棄處分ヲ爲シ又ハ同法第六十五條ニ依リ賣却處分ヲ爲ス場合ニ於テハ檢事ノ指揮ヲ請フヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ其ノ處分ヲ爲シタル後速ニ檢事ニ報告スヘシ

第九十五條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者檢事又ハ他ノ司法警察官若ハ其ノ職務ヲ行フ者ノ命令又ハ囑託ニ因リ押收ヲ爲シタルトキハ速ニ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ押收物ヲ送付スヘシ  
刑事訴訟法第六十四條第二項ニ依リ看守又ハ保管ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ報告スヘシ

同條第三項ニ依リ廢棄處分ヲ爲サムトスルトキハ其ノ旨ヲ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ報告シテ指揮又ハ承諾ヲ受クヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ其ノ處分ヲ爲シタル後速ニ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ報告スヘシ

同法第六十五條ニ依リ賣却處分ヲ爲スノ必要アリト思料シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ報告シテ其ノ處分ニ委ヌヘシ

第九十六條 第六十七條乃至第六十九條ノ規定ハ本節ノ押收ニ付之ヲ準用ス

第九十七條 檢證ノ處分ニ因リ原狀ヲ變更シタルトキハ成ルヘク舊態ニ復スヘシ

死體ノ解剖、墳墓ノ發掘又ハ貴重品ノ毀壞ヲ必要トスルトキハ檢事ノ指揮ヲ請フヘシ但シ檢事ノ命令ニ因リ變死者又ハ變死ノ疑アル死體ヲ檢證スル場合ニ於テ解剖ヲ必要トスルトキハ此ノ限ニ在ラス

死體ヲ解剖シ又ハ墳墓ノ發掘スル場合ニ於テ遺族ナキモ近親アルトキハ成ルヘク之ニ通知スヘシ  
第九十八條 證人ニハ主トシテ見聞其ノ他實驗ノ事實ヲ供述セシメ成ルヘク推測ノ事項ヲ供述セシムルコトヲ避クヘシ

第九十九條 證人ヲ被疑者又ハ他ノ證人ト對質セシムルニハ其ノ時機ニ注意シ且兩者間ノ關係ヲ顧慮シテ適當ナル發問ヲ爲シ眞實ノ供述ヲ爲サシムルコトヲ努ムヘシ

第一百條 證人ニ對スル訊問及證人ノ供述ハ即時ニ調書ニ記載スヘシ  
第一百一條 證人ヲ過料ニ處シ又ハ之ニ賠償ヲ命スヘキ處分ヲ裁判所ニ請求スルニハ其ノ裁判所ノ檢事ヲ經由シテ請求書ヲ差出スヘシ

第一百二條 鑑定ニ付死體ノ解剖又ハ貴重品ノ毀壞ヲ必要トシテ鑑定人ヨリ其ノ許可ヲ求メタルトキハ檢事ノ指揮ヲ請フヘシ但シ腐敗其ノ他ノ原由ニ因リ檢事ノ指揮アル迄其ノ物ヲ保存シ難キトキハ此ノ限ニ在ラス

死體ノ解剖スル場合ニ於テハ鑑定人ト共ニ禮意ヲ失ハサルコトニ注意シ遺族アルトキハ之ニ通知シ遺族ナキモ近親アルトキハ成ルヘク之ニ通知スルノ處置ヲ執ルヘシ

第七十一條乃至第七十四條及第一百一條ノ規定ハ本節ノ鑑定ニ付之ヲ準用ス

## 第五章 令狀ノ執行

第一百四條 勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ノ執行ノ指揮ヲ受ケタルトキハ速ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ若其

ノ手續遲延スルノ事情アルトキハ其ノ旨ヲ執行ノ指揮ヲ爲シタル檢事其ノ他ノ官署ニ報告スヘシ

勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ニ指定セラレタル者心神喪失ノ状態ニ在ルトキ又ハ執行ニ因リ著シク

健康ヲ害スル虞アルトキハ執行ヲ指揮シタル檢事其ノ他ノ官署ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ

前二項ノ規定ハ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者命令若ハ囑託ニ因リ勾引狀ヲ發シ又ハ命令ニ因リ逮捕狀ヲ發シタル場合ニ之ヲ準用ス

第一百五條 勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ノ執行ハ指揮ヲ受ケタル當該司法警察ノ職ニ在ル者ノミナラ

ス其ノ官署ニ勤務スル他ノ司法警察ノ職ニ在ル者ニ於テモ之ヲ行フコトヲ得

第一百六條 勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ニ指定セラレタル者管轄區域外ニ在ルトキハ其ノ地ヲ管轄ス

ル司法警察官ニ勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ヲ送付シテ執行ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ速ニ其ノ旨ヲ命令若ハ囑託ヲ爲シタル官署又ハ執行ノ指揮ヲ爲シタル檢事其ノ他ノ官署ニ報告スヘシ

執行ノ求ヲ受ケタル司法警察官ハ所轄檢事ノ指揮アリタル場合ト同シク執行ノ手續ヲ爲シ之ニ關スル書類ヲ執行ヲ指揮シタル檢事其ノ他ノ官署ニ差出スヘシ

第一百七條 司法警察官命令若ハ囑託ニ因リ發シタル勾引狀又ハ命令ニ因リ發シタル逮捕狀ヲ執行シタルトキハ其ノ原本ヲ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ差出スヘシ

司法警察官出頭義務ヲ履行セサル證人ニ對シ自ラ發シタル勾引狀ヲ執行シタルトキハ其ノ原本ヲ調書ト共ニ檢事ニ送付スヘシ

第一項ノ勾引狀又ハ逮捕狀ヲ執行スルコト能ハサルトキハ之ヲ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ送付スヘシ若參考ト爲ルヘキ事項アルトキハ同時ニ報告スヘシ

第一百八條 勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ヲ執行スル場合ニ於テハ成ルヘク穩當ノ方法ヲ用キ必要ノ限度ヲ超エテ強制ヲ加ヘス且他人ヲシテ執行ヲ受ケタル者ナルコトヲ覺知セシメサルコトニ注意ス

ヘシ



第一百九條 裁判所、豫審判事、受命判事、受託判事又ハ區裁判所判事ノ發シタル押收又ハ搜索ノ命令狀ハ之ヲ受ケタル當該司法警察官又ハソノ職務ヲ行フ者ノミナラス其ノ官署ニ勤務スル他ノ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ於テモ之ヲ執行スルコトヲ得

第一百十條 命令狀ニ因リ押收又ハ搜索ノ手續ヲ爲シタルトキハ其ノ結果ヲ得サル場合ト雖速ニ命令狀ヲ檢事ヲ經由シ之ヲ發シタル官署ニ返還スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ押收又ハ搜索ノ手續ノ顛末及參考ト爲ルヘキ事項調書ニ記載シ命令狀ト共ニ送付スヘシ

## 第六章 捜査事件ノ處理

第一百十一條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者被疑事件ニ付捜査ヲ終ヘタルトキハ捜査ノ端緒如何ヲ問ハス速ニ檢事ニ送致スヘシ但シ即決スヘキ事件ニシテ告訴、告發又ハ自首ニ係ラサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

被疑事件ヲ檢事ニ送致スルトキハ意見ヲ付シ且參考トナルヘキ事項ヲ報告スヘシ捜査書類及差押ヘ又ハ領置シタル物ハ意見書ト共ニ檢事ニ送付スヘシ

第一百十二條 檢事ヨリ微罪トシテ豫メ指定シタル事件罪ト爲ラサルコト又ハ犯罪ノ嫌疑ナキコト明ナルニ至リタルトキハ之ヲ檢事ニ送致スルコトヲ要セス

第一百十三條 犯罪事實極メテ輕微ニシテ處罰ノ必要ナキコト明白ナルトキハ事件ヲ檢事ニ送致セスシテ微罪處時ヲ爲スコトヲ得

微罪處分ヲ爲シタル場合ニ於テハ檢事ニ報告スヘシ

第一百十四條 告訴、告發若ハ自首ニ係ル事件又ハ檢事ノ送致ヲ命シタル事件ハ前二條ノ規定ニ拘ラス之ヲ檢事ニ送致スヘシ

第一百十五條 被疑事件ノ送致後ト雖常ニ其ノ事件ニ注意シ參考ト爲ルヘキ事項ヲ發見シタルトキハ速ニ檢事ニ報告スヘシ

第一百十六條 被疑事件通常裁判所ノ管轄ニ屬セサルコト明ナルニ至リタルトキハ事件ヲ相當官署ニ送致スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ事件告訴、告發若ハ自首ニ係ルモノナルトキ又ハ第三十一條ニ依リ報告シタルモノナルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢事ニ報告スヘシ

## 第七章 少年ニ關スル特則

- 第一百十七條 少年ノ事件ニ付テハ保護教養ヲ主トスルノ精神ヲ以テ事ニ膺ルヘシ
- 第一百十八條 少年ノ被疑者ヲ取調フルニ當リテハ特ニ他人ノ耳目ニ觸レサルコトニ注意スヘシ
- 第一百十九條 少年ノ被疑者ハ他ノ被疑者ト分離シ接觸セシメサルコトニ注意スヘシ
- 第一百二十條 少年ノ被疑者ハ已ムコトヲ得サル場合ノ外拘束スヘカラス
- 第一百二十一條 少年ヲ逮捕シ又ハ引致スル場合ニ於テハ其ノ方法及強制ヲ加フル限度ニ付特ニ慎重ノ注意ヲ爲スヘシ
- 第一百二十二條 少年ニ對スル被疑事件ニ付テハ犯罪事實輕微ニシテ處罰ノ必要ナシト思料スル場合ト雖微罪處分ヲ爲サスシテ事件ヲ檢事ニ送致スヘシ
- 第一百二十三條 少年ニ對スル刑事事件ハ搜查又ハ豫審ニ關スルモノノミナラス公判ニ付セラレタ事項ト雖特ニ祕密ヲ嚴守スヘシ少年審判所ノ審判ニ付セラレタ事項亦同シ

## 第八章 外國人ニ關スル特則

- 第一百二十四條 外國人ニ關シ司法警察ノ職務ヲ行フニ當リテハ國法及國際上ノ慣例ニ違背セサルコトニ注意スヘシ
- 第一百二十五條 外交官ノ特權ヲ有スル者ニ對シテハ其ノ特權ヲ害スル虞アル行爲ヲ爲ササルコトニ注意スヘシ
- 外交官ノ特權ヲ有スル者ナリヤ否ニ付疑アルトキハ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ
- 第一百二十六條 大公使館、大公使ノ居宅、別莊又ハ其ノ宿泊スル場所ニ於テハ搜查其ノ他ノ處分ヲ爲スヘカラス
- 第一百二十七條 重大ナル罪ヲ犯シタル者逃亡シテ前條ニ掲クル場所ニ入りタル場合ニ於テ猶豫スヘカラスルトキハ大公使又ハ之ニ代ルヘキ權限アル者ノ許諾ヲ受ケ搜查ヲ爲スコトヲ得
- 第一百二十八條 重大ナル罪ヲ犯シタル者帝國ノ領海ニ在ル外國軍艦ニ現在スル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ其ノ艦長ニ對シ任意ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得
- 第一百二十九條 外國軍艦ニ屬スル軍人、準軍人其ノ軍艦ヲ離レ帝國內ニ於テ現ニ罪ヲ犯シ猶豫スヘカラスル場合ニ於テハ逮捕ノ處分ヲ爲シタル上速ニ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ
- 第一百三十條 任命國ノ國民タル帝國駐在ノ外國總領事、領事、副領事、領事事務官及代理領事ニ對

スル被疑事件ニ付テハ檢事ノ指揮アルニ非サレハ急速ヲ要スル處分ト雖之ヲ爲スコトヲ得ス但シ  
 重大ナル罪ヲ犯シ猶豫スヘカラサル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
 第三百一十一條 帝國駐在ノ外國領事館ノ所有又ハ所持スル書類ニシテ職務ニ關係アルモノハ之ヲ檢  
 閱シ又ハ差押フルコトヲ得ス  
 前項ノ領事官ノ事務所又ハ居室ニ於テ搜查其ノ他ノ處分ヲ爲スノ必要アリト思料スルトキハ檢事  
 ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ但シ急速ヲ要スル處分ハ此ノ限ニ在ラス  
 第三百十二條 帝國ノ領海ニ在ル外國船舶内ノ犯罪ニ付テハ左ノ場合ニ於テ司法警察ノ職務ヲ行フ  
 ヘシ

一 帝國ノ陸上又港内ノ安寧秩序ヲ害スルトキ  
 二 乗組員以外ノ者又ハ帝國臣民ニ關係アルトキ  
 前項ニ掲クル場合ノ外特ニ搜查ノ必要アリト思新スルトキハ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ  
 第三百十三條 帝國ノ領海ニ在ル外國船舶ノ航行ノ停止ヲ必要ナリト認ムルトキハ直ニ檢事ニ報告  
 シテ指揮ヲ請フヘシ  
 第三百十四條 外國人口頭ヲ以テ告訴、告發、請求又ハ自首ヲ爲サムトスル場合ニ於テ國語ニ通セ

サルトキハ成ルヘク通事ヲシテ通譯ヲ爲サシムヘシ  
 前項ノ場合ニ於テ作成シタル調書ハ通事ニ依リ之ヲ本人ニ讀聞カセ通事及本人ヲシテ署名又ハ署  
 名捺印セシムヘシ  
 第三百十五條 外國人ヨリ外國語ヲ以テ記載シタル告訴狀、告發狀其ノ他ノ書類ヲ提出シタルトキ  
 ハ之ヲ受理シタル上成ルヘク譯文ヲ提出セシムヘシ  
 譯ニハ譯者ヲシテ其ノ住居及職業ヲ記入シ署名捺印セシムヘシ  
 第三百十六條 被疑者外國人ナル場合ニ於テハ左ノ事項ヲモ明ニスヘシ

- 一 帝國ノ籍
  - 二 帝國ニ來リタル時期及目的
  - 三 本國ヲ去リタル時期
  - 四 外國ニ於テノ受刑ノ有無
  - 五 家庭ノ有無及其ノ住居
- 第三百十七條 被疑者其ノ他ノ關係者外國人ニシテ國語ニ通セサルトキハ通事ヲ用キテ取調ヲ爲シ  
 其ノ調書ハ通事ニ依リ本人ニ讀聞カセ通事及本人ヲシテ署名又ハ署名捺印セシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ本人其ノ必要トスル事項ヲ記載セムコトヲ求メタルトキハ之ヲ調書ノ末尾ニ記載セシムヘシ

第三百三十八條 外國ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ知得タル事實ニシテ本人又ハ當該公務所ヨリ職務上ノ祕密ニ關スルモノナルコトヲ申立テタルトキ又ハ外國人其ノ業務上委託ヲ受ケタル爲知得タル事實ニシテ他人ノ祕密ニ關スルモノナルコトヲ申立テタルトキハ供述ヲ爲サシムルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テハ速ニ檢事ニ報告スヘシ

第三百三十九條

外國人ニ對シテ發スル召喚狀、勾引狀又ハ逮捕狀ニハ成ルヘク譯文ヲ添附スヘシ

第四百十條 外國人ニ對シ勾引狀又ハ逮捕狀ノ執行ヲ爲ス場合ニ於テハ成ルヘク其ノ國語ニ通スル者ヲシテ之ニ當ラシムヘシ

第四百十一條 外國人ニ對シ押收調書若ハ押收目錄ノ謄本若ハ抄本又ハ領置ニ關スル受領書ヲ交付スルトキハ成ルヘク之ニ譯文ヲ添附スヘシ

第四百十二條 外國艦船乗組員ノ逮捕、留置又ハ逃亡犯罪人ニ關シ檢事ノ指揮ニ依リ取扱ヒタル事項ニ付テハ速ニ檢事ニ報告スヘシ

第四百十三條 逃亡犯罪人引渡例ニ依リ檢事ノ發シタル逮捕狀、假逮捕狀ヲ執行スルニ當リ本人ノ携帶品ヲ差押ヘタルトキハ其ノ目錄ヲ作り本人ト共ニ檢事ニ引渡スヘシ

(備考)

本規範ニ於テ司法警察ノ職ニ在ル者ト稱スルニハ司法警察官吏及司法警察官吏ノ職務ヲ行フ者ヲ謂フ



刑事訴訟法抄目次

第一編 總 則

第六章 書 類……………一五九

第九章 被告ノ召換、勾引及勾留……………一六三

第十章 被告人訊問……………一七五

第十一章 押收及搜索……………一七六

第十二章 檢 證……………一八四

第十三章 證 人 訊 問……………一八六

第十四章 鑑 定……………一九四

第十五章 通 譯……………一九六

第二編 第一卷

第一章 搜 查……………一九七

# 刑事訴訟法

## 第一編 總則

### 第六章 書類

第五十四條 訴訟ニ關スル書類ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外裁判所書記之ヲ作成スヘシ

第五十五條 訴訟ニ關スル書類ハ公判開廷前ニ於テハ之ヲ公ニスルコトヲ得ス

第五十六條 被告人、被疑者、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ訊問ニ付テハ調書ヲ作ルヘシ

調書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 被告人、被疑者、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ訊問及供述
  - 二 證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人宣誓ヲ爲ササルトキハ其ノ事由
- 調書ハ裁判所書記ヲシテ之ヲ供述者ニ讀聞カサシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閱覽セシメ其ノ記載ノ相違ナキカ否ヲ問フヘシ
- 供述者増減變更ヲ申立テタルトキハ其ノ供述ヲ調書ニ記載スヘシ

第二章 第一編

第五十四條 訴訟ニ關スル書類ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外裁判所書記之ヲ作成スヘシ

第五十五條 訴訟ニ關スル書類ハ公判開廷前ニ於テハ之ヲ公ニスルコトヲ得ス

第五十六條 被告人、被疑者、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ訊問ニ付テハ調書ヲ作ルヘシ

調書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 被告人、被疑者、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ訊問及供述

二 證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人宣誓ヲ爲ササルトキハ其ノ事由

調書ハ裁判所書記ヲシテ之ヲ供述者ニ讀聞カサシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閱覽セシメ其ノ記載ノ相違ナキカ否ヲ問フヘシ

供述者増減變更ヲ申立テタルトキハ其ノ供述ヲ調書ニ記載スヘシ

- 調書ニハ供述者ヲシテ署名捺印セシムヘシ
- 第五十七條 檢證、押收又ハ搜索ニ付テハ調書ヲ作ルヘシ押收ヲ爲シタルトキ其ノ品目ヲ調書ニ記載シ又ハ別ニ目錄ヲ作り之ヲ調書ニ添附スヘシ
- 第五十八條 前二條ノ調書ニハ取調又ハ處分ヲ爲シタル年月日及場所ヲ記載シ其ノ取調又ハ處分ヲ爲シタル者裁判所書記ト共ニ署名捺印スヘシ但シ公判期日外ニ於テ裁判所取調又ハ處分ヲ爲シタルトキハ裁判長裁判所書記ト共ニ署名捺印スヘシ
- 前條ノ調書ニハ取調又ハ處分ヲ爲シタル時ヲモ記載スヘシ
- 第五十九條 裁判所書記ノ立會ナクシテ取調又ハ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所書記ノ行フヘキ職務ハ其ノ取調又ハ處分ヲ爲ス者自ラ之ヲ行フヘシ
- 第六十條 公判期日ニ於ケル訴訟手續ニ付テハ公判調書ヲ作ルヘシ
- 公判調書ニハ左ノ事項其ノ一切ノ訴訟手續ヲ記載スヘシ
- 一 公判ヲ爲シタル裁判所及年月日
  - 二 判事、檢事及裁判所書記ノ官氏名並被告人、代理人、辯護人、輔佐人及通事ノ氏名
  - 三 被告人出頭セザリシトキハ其ノ旨

- 四 公開ヲ禁シタルトキハ其ノ旨及理由
  - 五 被告事件ノ陳述及公判開廷中口頭ノ起訴アリタルトキハ其ノ要旨
  - 六 辯論ノ要旨
  - 七 第五十六條第二項ニ掲クル事項
  - 八 朗讀シ又ハ要旨ヲ告ケタル書類
  - 九 被告人ニ示シクル書類及證據物
  - 十 公判廷ニ於テ爲シタル檢證及押收
  - 十一 裁判長ノ記載ヲ命シタル事項及訴訟關係人ノ請求ニ因リ記載ヲ許シタル事項
  - 十二 被告人若ハ辯護人最終ニ陳述シタルコト又ハ被告人若ハ辯護人ニ最終ニ陳述スル機會ヲ與ヘタルコト
  - 十三 判決其ノ他ノ裁判ノ宣告ヲ爲シタルコト
- 第六十一條 公判調書ニ付テハ第五十六條第三項乃至第五項ノ規定ニ依ル手續ヲ爲スコトヲ要セス
- 供述者ノ請求アルトキハ裁判所書記ヲシテ其ノ供述ニ關スル部分ヲ讀聞カサシメ増減變更ノ申立アルトキハ其ノ供述ヲ記載セシムヘシ



- 第六十二條 公判調書ハ公判開廷ノ日ヨリ五日内ニ之ヲ整理スヘシ
- 第六十三條 公判調書ニハ裁判長裁判所書記ト共ニ署名捺印スヘシ  
 裁判長差支アルトキハ上席ノ判事其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ  
 區裁判所判事差支アルトキハ裁判所書記其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ  
 裁判所書記差支アルトキハ裁判長其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ
- 第六十四條 公判期日ニ於ケル訴訟手續ハ公判調書ノミニ依リ之ヲ證明スルコトヲ得
- 第六十五條 辯護人ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ速記者ヲシテ公判ニ於ケル被告人又ハ證人ノ供述ヲ筆記セシムルコトヲ得
- 第六十六條 裁判ヲ爲ストキハ裁判書ヲ作ルヘシ但シ決定又ハ命令ヲ宣告スル場合ニ於テハ裁判書ヲ作ラスシテ之ヲ調書ニ記載セシムルコトヲ得
- 第六十七條 裁判書ハ判事之ヲ作ルヘシ
- 第六十八條 裁判書ニハ裁判ヲ爲シタル判事署名捺印スヘシ裁判長署名捺印スルコト能ハサルトキハ上席ノ判事其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印シ他ノ判事署名捺印スルコト能ハサルトキハ裁判長其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

- 第六十九條 裁判書ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外裁判ヲ受クル者ノ氏名、年齢、職業及佳居ヲ記載スヘシ裁判ヲ受クル者法人ナル時ハ其ノ名稱及事務所ヲ記載スヘシ判決書ニハ前項ニ規定スル事項ノ外公判ニ關與シタル檢事ノ官氏名ヲ記載スヘシ
- 第七十條 裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ハ原本又ハ謄本ニ依リ之ヲ作ルヘシ
- 第七十一條 官吏又ハ公吏ノ作ルヘキ書類ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外年月日ヲ記載シテ署名捺印シ其ノ所屬ノ官署又ハ公署ヲ表示スヘシ  
 書類ニハ每葉ニ契印スヘシ
- 第七十二條 官吏又ハ公吏書類ヲ作ルニハ文字ヲ改竄スヘカラス挿入、削除又ハ欄外記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印シ其ノ字數ヲ記載スヘシ但シ削除シタル部分ハ之ヲ讀得ヘキ爲字體ヲ存スヘシ
- 第七十三條 官吏又ハ公吏ニ非サル者ノ作ルヘキ書類ニハ年月日ヲ記載シテ署名捺印スヘシ
- 第七十四條 官吏又ハ公吏ニ非サル者ノ署名捺印スヘキ場合ニ於テ署名スルコト能ハサルトキハ他人ヲシテ代書セシメ捺印スルコト能ハサルトキハ花押又ハ拇印スヘシ他人ヲシテ代書セシメタル場合ニ於テハ代書シタル者其ノ事由ヲ記載シテ署名捺印スヘシ

第九章 被告人ノ召換、勾引及勾留

第八十三條 裁判所公訴ヲ受ケタルトキハ被告人ヲ召換スヘシ

第八十四條 被告人ノ召換ハ召換狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ

被告人ヨリ期日ニ出頭スヘキ旨ヲ記載シタル書面ヲ差出シ又ハ出頭シタル被告人ニ對シ口頭ヲ以テ次回ノ出頭ヲ命シタルトキハ召換狀ヲ送達シタルト同一ノ效力ヲ有ス口頭ヲ以テ出頭ヲ命シタル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ調書ニ記載スヘシ  
 受訴裁判所ニ近接スル監獄ニ在ル被告人ニ對シテハ監獄官吏ニ通知シテ之ヲ召換スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被告人監獄官吏ヨリ通知ヲ受ケル時ヲ以テ召換狀ヲ送達アリタルモノト看做ス

第八十五條 召換ニ因リ出頭シタル被告人ハ速ニ之ヲ訊問スヘシ

被告人裁判所構内ニ在ルトキハ召換ヲ爲ササル場合ニ於テモ之ヲ訊問スルコトヲ得

第八十六條 被告人再度ノ召換ヲ受ケ故ナク出頭セサルトキハ之ヲ勾引スルコトヲ得

第八十七條 左ノ場合ニ於テハ直ニ被告人ヲ勾引スルコトヲ得

一 被告人定リタル住居ヲ有セサルトキ

二 被告人罪證ヲ湮滅スル虞アルトキ

三 被告人逃亡シタルトキ又ハ逃亡スル虞アルトキ

五百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ該ル事件ニ付テハ前項第一號ノ場合ヲ除クノ外被告人ヲ勾引

スルコトヲ得ス但シ前條及第百六條ノ規定ノ適用ヲ妨ケス

第八十八條 被告人ノ勾引ハ勾引狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ

第八十九條 勾引シタル被告人ハ裁判所ニ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ之ヲ訊問スヘシ其ノ時

間内ニ勾留狀ヲ發セサルトキハ被告人ヲ釋放スヘシ

第九十條 第八十七條ノ規定ニ依リ被告人ヲ勾引スルコトヲ得ヘキ原由アルトキハ之ヲ勾留スルコ

トヲ得

被告人ノ勾留ハ第八十五條又ハ前條ノ規定ニ依リ被告人ヲ訊問シタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコト

ヲ得ス但シ被告人逃亡シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

被告人監獄ニ在ルトキハ第一項ノ原由ナシト雖之ヲ勾留スルコトヲ得

第九十一條 被告人ノ勾留ハ勾留狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ

第九十二條 被告人ヲ勾留シタル場合ニ於テハ其ノ身體及名譽ヲ保全スルコトニ注意スヘシ

第九十三條 裁判長ハ急速ヲ要スル場合ニ於テハ第八十三條乃至第九十一條ニ規定スル處分ヲ爲シ

又ハ部員ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第九十四條 裁判長ハ被告人ノ所在地ノ豫審判事若ハ區裁判所判事、法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署、檢事又ハ司法警察官ニ被告人ノ勾引ヲ囑託スルコトヲ得  
 受託官署ハ受託ノ權限アル官署ニ轉囑スルコトヲ得但シ司法警察官ハ此ノ限ニ在ラス受託官署受託事項ニ付權限ヲ有セサルトキハ受託ノ權限アル官署ニ囑託ヲ移送スル事トヲ得但シ司法警察官ハ此ノ限ニ在ラス

囑託又ハ移送ヲ受ケタル官署ハ勾引狀ヲ發スヘシ

第九十五條 被告人ノ所在地ヲ覺知スルコト能ハサルトキハ裁判長ハ檢事長ニ被告人ノ容貌、體格其ノ他ノ徵表ヲ記載シタル書面ヲ送付シ其ノ捜査及勾引ヲ囑託スルコトヲ得  
 囑託ヲ受ケタル檢事長ハ其ノ管内ノ檢事ヲシテ勾引狀ヲ發シ捜査及勾引ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第九十六條 條前二條ノ場合ニ於テ囑託ニ因リテ勾引狀ヲ發シタル官署ハ被告人ヲ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ其ノ人違ナキカ否ヲ取調フヘシ  
 被告人人違ニ非サルトキハ速ニ之ヲ指定セラレタル裁判所ニ送致スヘシ此ノ場合ニ於テハ第八十

九條ノ期間ハ被告人ノ送致ヲ受ケタル時ヨリ之ヲ起算ス

第九十七條 召喚狀、勾引狀又ハ勾留狀ニハ被告事件、被告人ノ氏名及住居ヲ記載シ裁判長又ハ受

命判事之ニ記名捺印スヘシ

勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スル場合ニ於テ被告人ノ住居分明ナラサルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要セス其ノ氏名分明ナラサルトキハ容貌、體格其ノ他ノ徵表ヲ以テ被告人ヲ指示スヘシ

召喚狀ニハ被告人ノ出頭スヘキ年月日時、場所及召喚ニ應セサルトキハ勾引狀ヲ發スルコトアルヘキ旨ヲ記載スヘシ

勾留狀ニハ被告人ヲ勾留スヘキ監獄ヲ指定スヘシ

裁判長第九十三條ノ規定ニ依リ召喚狀、勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第九十八條 前條第一項及第二項ノ規定ハ第九十四條第四項及第九十五條第二項ノ勾引狀ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ勾引狀ニ囑託ヲ爲シタル裁判長ノ氏名及囑託ニ因リ之ヲ發スル旨ヲ記載スヘシ

第九十九條 召喚狀ハ之ヲ送達ス

第一百條 勾引狀又ハ勾留狀ハ檢事ノ指揮ニ依リ司法警察官吏之ヲ執行ス但シ急速ヲ要スル場合ニ於テハ裁判長受命判事、豫審判事又ハ區裁判所判事其ノ執行ヲ指揮スルコトヲ得

監獄ニ在ル被告人ニ對シテ發シタル勾留狀ハ檢事ノ指揮ニ依リ監獄官吏之ヲ執行ス檢事ノ指揮ニ依リ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スル場合ニ於テハ之ヲ發シタル官署ハ其ノ原本ヲ檢事ニ送付スヘシ

第一百一條 勾引狀ハ數通ヲ作り之ヲ司法警察官吏數人ニ交付スルコトヲ得

第一百二條 司法警察官吏ハ必要アルトキハ管轄區域外ニ於テ勾引狀ノ執行ヲ爲シ又ハ其ノ地ノ司法警察官ニ其ノ執行ヲ求ムルコトヲ得

第一百三條 勾引狀ヲ執行スルニハ之ヲ被告人ニ示シテ指定セラレタル裁判所ニ引致スヘシ第九十四條第四項及第九十五條第二項ノ勾引狀ニ付テハ之ヲ發シタル官署ニ引致スヘシ

勾留狀ヲ執行スルニハ之ヲ被告人ニ示シテ指定セラレタル監獄ニ引致スヘシ

第一百四條 勾引狀又ハ勾留狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ハ其ノ贖本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第一百五條 軍事用ノ廳舎又ハ艦船ノ内ニ在ル者ニ對シ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ廳舎若ハ艦船ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ勾引狀又ハ勾留狀ヲ示シテ引渡ヲ求ムヘシ

軍事用ノ廳舎又ハ艦船ノ外ニ在リテ現ニ勤務ニ従事スル軍人、軍屬又ハ陸海軍所屬ノ學生生徒ニ對シテ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ其ノ所屬ノ長又ハ之ニ代ハルヘキ者ニ勾引狀又ハ勾留狀ヲ示シテ引渡ヲ求ムヘシ

第一百六條 裁判長ハ必要アルトキハ指定ノ場所ニ被告人ノ出頭又ハ同行ヲ命スルコトヲ得被告人正當ノ事由ナクシテ之ヲ肯セサルトキハ其ノ場所ニ勾引スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第八十九條ノ期間ハ其ノ場所ニ引致シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第一百七條 勾引狀又ハ勾留狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ヲ護送スル場合ニ於テ必要アルトキハ假ニ最寄ノ監獄ニ之ヲ留置スルコトヲ得

第一百八條 勾引狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ヲ引致シタル場合ニ於テ必要アルトキハ之ヲ監獄ニ留置スルコトヲ得

第一百九條 勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行シタルトキハ之ニ執行ノ場所及年月日時ヲ記載シ之ヲ執行スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ記載シテ記名捺印スヘシ

勾引狀又ハ勾留狀ノ執行ニ關スル書類ハ執行ヲ指揮シタル檢事其ノ他ノ官署ニ之ヲ差出スヘシ  
勾引狀ノ執行ニ關スル書類ヲ受取りタル檢事其ノ他ノ官署ハ被告人ノ引致セラレタル年月日時ヲ勾引狀ニ記載スヘシ

第一百十條 檢事ハ裁判所ノ同意ヲ得テ勾留セラレタル被告人ヲ他ノ監獄ニ移スコトヲ得

第一百十一條 勾留セラレタル被告人ハ法令ノ範圍内ニ於テ他人ト接見シ又ハ書類若ハ物ノ授受ヲ爲

スコトヲ得勾引狀ニ因リ監獄ニ留置セラレタル被告人亦同シ

第一百十二條 裁判所ハ罪證ヲ湮滅シ又ハ逃亡ヲ圖ル虞アルトキハ勾留セラレタル被告人ト他人トノ接見ヲ禁シ又ハ他人ト授受スヘキ書類其ノ他ノ物ヲ檢閲シ、其ノ授受ヲ禁シ若ハ之ヲ差押フルコトヲ得但シ糧食ハ其ノ授受ヲ禁シ又ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

裁判所檢閲ヲ爲スコト能ハサルトキハ檢事之ヲ爲スコトヲ得

第一百十三條 勾留ノ期間ハ二月トステニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ決定ヲ以テ之ヲ更新スルコトヲ得

第一百十四條 勾留ノ原由消滅シタルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ勾留ヲ取消スヘシ

第一百十五條 勾留セラレタル被告人又ハ其ノ法定代理人、保佐人、直系尊屬、直系卑屬、配偶者、

被告人ノ屬スル家ノ戸主若ハ辯護人ハ保釋ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第一百十六條 保釋ノ請求アリタルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ

保釋ヲ許ス場合ニ於テハ保證金額ヲ定ムヘシ

保釋ヲ許ス場合ニ於テハ被告人ノ住居ヲ制限スルコトヲ得

第一百十七條 保釋ヲ許ス決定ハ保證金ヲ納メシメタル後之ヲ執行スヘシ

檢事ハ保釋請求者ニ非サル者ヲシテ保證金ヲ納メシムルコトヲ得

檢事ハ有價證券又ハ裁判所ノ管轄地内ニ住居シ保證金ヲ納ムルニ十分ナル資産ヲ有スル者ノ差出シタル保證書ヲ以テ保證金ニ代フルコトヲ許スコトヲ得

保證書ニハ保證金額及何時ニテモ其ノ保證金ヲ納ムヘキ旨ヲ記載スヘシ

第一百十八條 裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ勾留セラレタル被告人ヲ親族其ノ他ノ者ニ責付シ又ハ被告人ノ住居ヲ制限シテ勾留ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

責付ヲ爲スニハ被告人ノ親族其ノ他ノ者ヨリ何時ニテモ召喚ニ應シ被告人ヲ出頭セシムヘキ旨ノ

書面ヲ差出サシムヘシ

第一百十九條 被告人逃亡シタルトキ、逃亡スル虞アルトキ、召喚ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキ、罪證ヲ湮滅スル虞アルトキ又ハ住所ノ制限ニ違反シタルトキハ裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ保釋、責付又ハ勾留ノ執行停止ヲ取消ス場合ニ於テハ裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒取スルコトヲ得

保釋セラレタル者刑ノ言渡ヲ受ケ其ノ判決確定シタル後執行ノ爲召喚ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ

出頭セヌ又ハ逃亡シタルトキハ検事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒取スヘシ  
第二百十條 勾留若ハ保釋ヲ取消シ又ハ勾留狀ノ效力消滅シタルトキハ検事ハ沒取ニ係ラサル保證  
金ヲ還付スヘシ

第二百十一條 上訴提起期間内又ハ上訴中ノ事件ニ付勾留ノ期間ヲ更新シ、勾留ヲ取消又ハ保釋ヲ  
爲シ、責付ヲ爲シ、勾留ノ執行停止ヲ爲シ若ハ之ヲ取消スヘキ場合ニ於テ訴訟記録原裁判所ニ在  
ルトキハ原裁判所其ノ決定ヲ爲スヘシ

第二百十二條 豫審判事ハ被告人ノ召喚、勾引及勾留ニ關シ裁判所又ハ裁判長ト同一ノ權ヲ有ス、  
第二百十三條 左ノ場合ニ於テ急速ヲ要シ判事ノ勾引狀ヲ求ムルコト能ハサルトキハ検事ハ勾引狀

ヲ發シ又ハ之ヲ他ノ檢事若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得  
一 被疑者定リタル住居ヲ有セサルトキ

二 現行犯人其ノ場所ニ在ラサルトキ  
三 現行犯ノ取調ニ因リ其ノ事件ノ共犯ヲ發見シタルトキ

四 既決ノ囚人又ハ本法ニ依リ拘禁セラレタル者逃亡シタルトキ  
五 死體ノ檢證ニ因リ犯人ヲ發見シタルトキ

六 被疑者常習トシテ強盜又ハ竊盜ノ罪ヲ犯シタルモノナルトキ

第二百十四條 檢事又ハ司法警察官吏其ノ職務ヲ行フニ當リ現行犯アルコトヲ知りタル場合ニ於テ  
犯人其ノ場所ニ在リテ其ノ住居若ハ氏名分明ナラサルトキ又ハ第八十七條第一項各號ニ規定スル  
事由アルトキハ左ノ處分ヲ爲スヘシ

一 檢事ハ司法警察官吏ニ犯人ノ逮捕ヲ命スヘシ必要アル場合ニ於テハ自ラ之ヲ逮捕スルコトヲ  
得

二 司法警察官ハ直ニ犯人ヲ逮捕シ又ハ其ノ逮捕ヲ司法警察吏ニ命スヘシ

三 司法警察吏ハ命令ヲ待タスシテ直ニ犯人ヲ逮捕スヘシ  
第二百十五條 現行犯人其ノ場所ニ在ルトキハ何人ト雖之ヲ逮捕スルコトヲ得

犯人ヲ逮捕シタルトキハ速ニ之ヲ地方裁判所若ハ區裁判所ノ檢事又ハ司法警察官ニ引渡スヘシ  
第二百十六條 司法警察吏現行犯人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取リタルトキハ速ニ之ヲ司法警察官ニ引致  
スヘシ

司法警察吏犯人ヲ受取リタル場合ニ於テハ逮捕者ノ氏名、住居及逮捕ノ事由ヲ聽取ルヘシ必要ア  
ルトキハ逮捕者ニ對シ共ニ官署ニ至ルコトヲ求ムルコトヲ得

第二百二十七條 司法警察官現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取り又ハ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル被疑者ヲ受取りタルトキハ即時訊問シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ直ニ釋放スヘシ留置ノ必要アリト思料スルトキハ遅クトモ四十八時間内ニ書類及證據物ト共ニ之ヲ地方裁判所若ハ區裁判所ノ檢事又ハ相當ノ官署ニ送致スル手續ヲ爲スヘシ

第二百二十八條 司法警察官吏檢事若ハ司法警察官ノ命令ニ因リ現行犯人ヲ逮捕シ又ハ司法警察官檢事ノ命令ニ因リ被疑者ニ對シ勾引狀ヲ發シタル場合ニ於テハ前二條ノ規定ニ依ラス速ニ之ヲ命令シタル檢事又ハ司法警察官ニ引致スヘシ

第二百二十九條 檢事現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取り又ハ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル被疑者ヲ受取りタルトキハ遅クトモ二十四時間内ニ訊問シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ直ニ釋放スヘシ留置ノ必要アリト思料スル場合ニ於テ急速ヲ要シ判事ノ勾留狀ヲ求ムルコト能ハサルトキハ勾留狀ヲ發シ速ニ公訴ヲ提起シ又ハ書類及證據物ト共ニ之ヲ管轄裁判所ノ檢事又ハ相當官署ニ送致スル手續ヲ爲スヘシ

檢事他ノ檢事ヨリ被疑者ヲ受取りタルトキハ前項ノ手續ニ準シ處分スヘシ但シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ勾留ヲ取消スヘシ

檢事他ノ檢事ノ囑託ニ因リ被疑者ニ對シ勾引狀ヲ發シタル場合ニ於テハ第一項ノ手續ニ依ラス速ニ之ヲ囑託シタル檢事ニ送致スヘシ

第三百十條 現ニ罪ヲ行ヒ又ハ現ニ罪ヲ行ヒ終リタル際ニ發覺シタルモノヲ現行犯トス兇器贓物其ノ他ノ物ヲ所持シ、誰何セラレテ逃走シ、犯人トシテ追呼セラレ又ハ身體被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料スヘキ場合ハ現行犯人其ノ場所ニ在リタルモノト看做ス

第三百十一條 第九十七條、第九十八條及第百條乃至第百十條ノ規定ハ第百二十三條及第百二十九條ノ勾引又ハ勾留ニ付之ヲ準用ス

第三百十二條 五百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ該ル罪ノ現行犯ニ付テハ犯人ノ住居若ハ氏名分明ナラサル場合又ハ犯人逃亡スル虞アル場合ニ限り第百二十四條乃至前條ノ規定ヲ適用ス

#### 第十章 被告人訊問

第三百十三條 被告人ニ對シテハ先ツ其ノ人違ナキコトヲ確ムルニ足ルヘキ事項ヲ訊問スヘシ

第三百十四條 被告人ニ對シテハ被告事件ヲ告ケ其ノ事件ニ付陳述スヘキコトアリヤ否ヲ問フヘシ

第三百十五條 被告人ニ對シテハ丁寧深切ヲ旨トシノ其利益ト爲ルヘキ事實ヲ陳述スル機會ヲ與フ

ヘシ

第三百三十六條 被告人ヲ訊問スルトキハ裁判所書記ヲシテ立會ハシムヘシ  
 第三百三十七條 事實發見ノ爲必要アルトキハ被告人ト他ノ被告人又ハ證人ト對質セシムルコトヲ得  
 第三百三十八條 被告人聾ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ啞ナルトキハ書面ヲ以テ答ヘシムルコトヲ得  
 第三百三十九條 本章ノ規定ハ被疑者ヲ訊問スル場合ニ之ヲ準用ス但シ司法警察官訊問ヲ爲ス場合ニ於テハ司法警察吏ヲシテ立會ハシムヘシ

第十一章 押收及搜索

第四百十條 裁判所ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外證據物又ハ沒收スヘキ物ト思料スルモノアルトキハ之ヲ差押フヘシ

裁判所ハ差押フヘキ物ヲ指定シ所有者、所持者又ハ保管者ニ其ノ物ノ提出ヲ命スルコトヲ得  
 第四百十一條 裁判所ハ被告人ヨリ發シ又ハ被告人ニ對シテ發シタル郵便物又ハ電信ニ關スル書類ニシテ通信事務ヲ取扱フ官署其ノ他ノ者ノ保管又ハ所持スルモノヲ差押ヘ又ハ之ヲ提出セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ該當セサル郵便物又ハ電信ニ關スル書類ニシテ通信事務ヲ取扱フ官署其ノ他ノ者ノ保管又ハ所持スルモノハ被告事件ニ關係アリト思料スルニ足ルヘキ狀況アルモノニ限り之ヲ差押

ヘ又ハ提出セシムルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ發信人又ハ受信人ニ通知スヘシ但シ通知ニ因リ審理ヲ妨クル虞アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四百十二條 被告人其ノ他ノ者ノ遺留シタル物又ハ所有者、所持者若ハ保管者ニ於テ任意ニ提出シタル物ハ之ヲ領置スルコトヲ得

第四百十三條 裁判所ハ必要アルトキハ被告人ノ身體、物又ハ住居其ノ他ノ場所ニ就キ搜索ヲ爲スコトヲ得

被告人ニ非サル者ノ身體、物又ハ住居其ノ他ノ場所ニ付テハ押收スヘキ物ノ存在ヲ認知スルニ足ルヘキ狀況アル場合ニ限り搜索ヲ爲スコトヲ得

婦女ノ身體ノ搜索ニ付テハ成年ノ婦女ヲシテ之ニ立會ハシムヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四百十四條 搜索ニ付テハ秘密ヲ保チ且搜索ヲ受クル者ノ名譽ヲ毀損セサルコトニ注意スヘシ  
 第四百十五條 搜索ヲ爲シタル場合ニ於テ證據物又ハ沒收スヘキ物ナキトキハ搜索ヲ受ケタル者ノ

請求ニ因リ其ノ旨ノ證明書ヲ交付スヘシ



第四百十六條 押収又ハ搜索ニ付テハ鎖鑰又ハ封緘ノ開披其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得押収物ニ付亦同シ

第四百十七條 軍事上祕密ヲ要スル場所ニ於テハ其ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾アルニ非サレハ押収又ハ搜索ヲ爲スコトヲ得ス

第四百十八條 公務員又ハ公務員タリシ者ノ保管又ハ所持スル物ニ付本人又ハ當該公務所ヨリ職務上ノ祕密ニ關スルモノナルコトヲ申立タルトキハ當該監督官廳ノ承諾アルニ非ザレハ押収ヲ爲スコトヲ得ス但シ當該監督官廳ハ帝國ノ安寧ヲ害スル場合ヲ除クノ外承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

國務大臣、宮内大臣、内大臣、樞密院議長、樞密院副議長、樞密院顧問官、會計検査院長、元帥參謀總長、海軍軍令部長、教育總監若ハ軍事參議官又ハ此等ノ職ニ在リタル者其ノ保管又ハ所持スル者ニ付前項ノ申立ヲ爲シタルトキハ勅許ヲ得ルニ非サレハ押収ヲ爲スコトヲ得ス

第四百十九條 醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種師、產婆、辯護士、辯護人、辯理士、公證人、宗教若ハ祭祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者ハ業務上委託ヲ受ケタル爲保管又ハ所持スル物ニシテ他人ノ祕密ニ關スルモノニ付差押ヲ拒ムコトヲ得但シ本人承諾シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四百五十條 裁判所ハ押収スヘキ物又ハ搜索スヘキ場所、身體若ハ物ヲ指定シタル命令狀ヲ發シ司

法警察官ヲシテ押収又ハ搜索ヲ爲サシムルコトヲ得

命令狀ニハ押収又ハ搜索ヲ爲スヘキ事由ヲ記載シ裁判長之ニ記名捺印スヘシ

命令狀ハ處分ヲ受クル者ノ請求アルトキハ之ヲ示スヘシ

第四百一十一條 司法警察官前條第一項ノ規定ニ依リ押収又ハ搜索ヲ爲スニ當リ被告事件ニ關スル他ノ證據物ヲ發見シタルトキハ之ヲ押収スルコトヲ得

第四百一十二條 司法警察官前二條ノ規定ニ依リ押収又ハ搜索ヲ爲シタルトキハ檢事ヲ經由シテ之ニ關スル書類及押収物ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百一十三條 裁判所押収又ハ搜索ヲ爲スニ當リ他ノ犯罪ニ關スル顯著ナル證據物ヲ發見シタルトキハ假ニ之ヲ押収シテ檢事ニ送付スルコトヲ得

檢事前項ノ規定ニ依リ押収シタル物ヲ留置スル必要ナシト思料スルトキハ之ヲ還付スヘシ

第四百一十四條 押収又ハ搜索ハ部員ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ之ヲ爲スヘキ地ノ豫審判事、區裁判所判事若ハ法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署ニ之ヲ囑託スルコトヲ得受託官署ハ受託ノ權限アル官署ニ轉囑スルコトヲ得

受託官署受託事項ニ付權限ヲ有セサルトキハ受託ノ權限アル官署ニ囑託ヲ移送スルコトヲ得

受命判事又ハ受託判事ノ爲ス押収又ハ搜索ニ付テハ裁判所ノ爲ス押収又ハ搜索ニ關スル規定ヲ準用ス但シ第四百十一條第三項ノ通知ハ裁判所ニ之ヲ爲スヘシ

第二百五十五條 日出前、日没後ニハ住居主若ハ看守者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾アルニ非サレハ押収又ハ搜索ノ爲人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物又ハ艦船ニ入ルコトヲ得ス猶豫スヘカラサル場合ニ於テハ前項ニ規定スル制限ニ依ルコトヲ要セス此ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ調書ニ記載スヘシ

日没前押収又ハ搜索ニ著手シタルトキハ日没後ト雖其ノ處分ヲ繼續スルコトヲ得

第二百五十六條 左ノ場所ニ於テ爲ス押収又ハ搜索ニ付テハ前條第一項ニ規定スル制限ニ依ルコトヲ要セス

一 賭博、富籤又ハ風俗ヲ害スル行爲ニ常用セララルモノト認ムヘキ場所

二 旅店、飲食店其ノ他夜間ト雖公衆ノ出入スルコトヲ得ヘキ場所但シ公開シタル時間内ニ限ル

第二百五十七條 公務所又ハ軍事用ノ廳舎若ハ艦船ノ内ニ於テ押収又ハ搜索ヲ爲ストキハ其ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ通知シテ其ノ處分ニ立會ハシムヘシ

前項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クハ外人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ船舶ノ内ニ於テ押

収又ハ搜索ヲ爲ストキハ住居主若ハ看守者又ハ之ニ代ルヘキ者ヲシテ之ニ立會ハシムヘシ此等ノ者ヲシテ立會ハシムルコト能ハサルトキハ隣人又ハ市町村吏員ヲシテ立會ハシムヘシ

第二百五十八條 檢事、被告人又ハ辯護人ハ押収又ハ搜索ニ立會フコトヲ得但シ拘禁セラレタル被告人ハ此ノ限ニ在ラス

押収又ハ搜索ヲ爲スニ付必要アルトキハ被告人ヲシテ之ニ立會ハシムコトヲ得

第二百五十九條 押収又ハ搜索ヲ爲スヘキ日時及場所ハ豫メ前條ノ規定ニ依リ其ノ處分ニ立會フコトヲ得ヘキ者ニ通知スヘシ但シ急速ヲ要スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二百六十條 押収又ハ搜索ヲ爲スニ付必要アルトキハ司法警察官吏ヲシテ補助ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百六十一條 押収又ハ搜索ノ處分中ハ何人ニ限ラス許可ヲ得シテ其ノ場所ニ出入スルコトヲ禁止スルコトヲ得前項ノ禁止ニ從ハサル者ハ之ヲ退去セシメ又ハ處分終ル迄之ヲ留置スルコトヲ得

第二百六十二條 押収又ハ搜索ノ處分ヲ中止スル場合ニ於テ必要アルトキハ其ノ場所ヲ閉鎖シ又ハ看守者ヲ置クヘシ

第二百六十三條 押収ヲ爲シタル場合ニ於テ所有者、所持者若ハ保管者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ請求

アリタルトキハ品目ヲ記載シタル調書又ハ目錄ノ謄本又ハ抄本ヲ交付スヘシ  
 第六十四條 押收物ニ付テハ喪失又ハ毀損ヲ妨ク爲相當ノ處置ヲ爲スヘシ  
 運搬又ハ保管ニ不便ナル押收物ニ付テハ看守者ヲ置キ又ハ所有者其ノ他ノ者ヲシテ之ヲ保管セシムルコトヲ得

危険ヲ生スル虞アル押收物ハ之ヲ廢棄スルコトヲ得

第六十五條 沒收スルコトヲ得ヘキ押收物ニシテ滅失若ハ毀損ノ虞アルモノ又ハ保管ニ不便ナルモノハ之ヲ賣却シテ其ノ代價ヲ保管スルコトヲ得

第六十六條 押收物ニシテ留置ノ必要ナキモノハ被告事件ノ終結ヲ待タス檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ還付スヘシ  
 押收物ハ所有者、所持者、保管者又差出人ノ請求ニ因リ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ假ニ之ヲ還付スルコトヲ得

第六十七條 押收シタル贓物ニシテ留置ノ必要ナキモノハ被害者ニ還付スヘキ理由明白ナルトキニ限り被告事件ノ終結ヲ待タス檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ被害者ニ還付スヘシ  
 前項ノ規定ハ民事訴訟ノ手續ニ從ヒ利害關係人ヨリ其ノ權利ヲ主張スルコトヲ妨ケス

第六十八條 押收又ハ搜索ヲ爲ストキハ裁判所書記ヲシテ立會ハシムヘシ

第六十九條 豫審判事ハ押收及搜索ニ關シ裁判所ト同一ノ權ヲ有ス

第七十條 檢事ハ第二百二十三條各號ノ場合又ハ現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取りタル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ公訴提起前ニ限り押收若ハ搜索ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ檢事若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

司法警察官ハ前項ノ場合ニ於テハ公訟提起前ニ限り押收若ハ搜索ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

司法警察官押收ヲ爲シタル場合ニ於テ留置ノ必要アリト思料スルトキハ速ニ押收物ヲ檢事ニ送付スヘシ但シ第六十四條第二項又ハ第三項ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ其旨ヲ檢事ニ報告スヘシ  
 第七十一條 人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ現行犯アル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ檢事又ハ司法警察官ハ何時ニテモ其ノ場所ニ入り押收又ハ搜索ヲ爲スコトヲ得  
 第七十二條 人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ現行犯アル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ檢事又ハ司法警察官吏ハ何時ニテモ其ノ場所ニ入り犯人ヲ逮捕スル爲搜索ヲ爲スコトヲ得  
 司法警察官吏現行犯人ヲ逮捕スル爲追行シタル場合ニ於テ犯人ノ住居又ハ人

ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ逃入りタルトキ亦同シ  
 第七十三條 司法警察官吏勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スル場合ニ於テ必要アルトキハ人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ入り搜索ヲ爲スコトヲ得  
 第七十四條 第四百十條乃至第四百九條、第五百三條、第五百五條乃至第五百七條及第六十一條乃至第六十七條ノ規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外檢事又ハ司法警察官ノ爲ス  
 押收又ハ搜索ニ付之ヲ準用ス  
 第四百十六條 第四百十七條、第五百五條乃至第五百七條及第六十一條ノ規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外司法警察吏ノ爲ス搜索ニ付之ヲ準用ス  
 第七十二條ノ搜索ヲ爲ス場合及第二百三條第三號乃至第六號ノ規定ニ依リ發シタル勾引狀ヲ執行スル爲前條ノ搜索ヲ爲ス場合ニ於テハ第五百七條第二項ノ規定ニ依ルコトヲ要セス  
 第十二章 檢證  
 第七十五條 裁判所ハ事實發見ノ爲必要アルトキハ檢證ヲ爲スヘシ  
 第七十六條 檢證ニ付テハ身體ノ検査、死體ノ解剖、墳墓ノ發掘、物ノ毀壞其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得被告人ニ非サル者ノ身體ノ検査ハ一定ノ證據ノ存否ヲ確認スルニ必要ナル場合ニ

限り之ヲ爲スコトヲ得  
 婦女ノ身體ヲ検査スル場合ニ於テハ醫師又ハ成年ノ婦女ヲシテ立會ハシムヘシ  
 死體ヲ解剖又ハ墳墓ヲ發掘スル場合ニ於テハ禮意ヲ失ハサルコトニ注意シ遺族アルトキハ之ニ通知スヘシ  
 第七十七條 日出前、日没後ニハ住居主若ハ看守者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾アルニ非サレハ檢證ノ爲人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ニ入ルコトヲ得ス但シ日出後ニ於テハ檢證ノ目的ヲ達スルコト能ハサル虞アル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
 日没前檢證ニ著手シタルトハ日没後ト雖其ノ處分ヲ繼續スルコトヲ得  
 第五十六條ニ規定スル場所ニ付テハ第一項ニ規定スル制限ニ依ルコトヲ要セス  
 第七十八條 第四百十七條、第五百四條、第五百七條乃至第六十二條及第六十八條ノ規定ハ檢證ニ付之ヲ準用ス  
 第七十九條 豫審判事ハ檢證ニ關シ裁判所ト同一ノ權ヲ有ス  
 第八十條 檢事ハ第二百三條各號ノ場合又ハ現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取りタル場合ニ於テハ急速ヲ要スルトキハ公訴提起前ニ限り檢證ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ檢事若ハ司法警察官ニ命令シ若